

平成29年第6回平取町議会定例会（開会 午前 9時31分）

議長

皆さんおはようございます。開会に先立ちまして、去る6月13日に開催されました第68回北海道町村議会議長会定期総会におきまして、平成29年勤続功労表彰の贈呈がありましたので、これより表彰状の伝達を行いたいと思います。

（表彰状の伝達）

それでは、ただいまより、平成29年第6回平取町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立します。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、3番櫻井議員と4番丹野議員を指名します。日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては6月16日、議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果につきまして、議会運営委員会委員長より報告願います。10番四戸議員。

10番  
四戸議員

本日招集されました。第6回町議会定例会の議会運営等につきましては、6月16日に開催されました議会運営委員会におきまして協議し、会期につきましては本日6月22日から明日6月23日までの2日間とすることで意見の一致をみておりますので、議長よりお諮りをお願いいたします。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日から明日6月23日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って会期は本日から明日6月23日までの2日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より平成29年4月分の出納検査結果報告がありました。次に、日高西部消防組合議会、平取町外2町衛生施設組合議会、胆振東部日高西部衛生組合議会に関する報告がありましたので、あわせてその写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、郵送による陳情及び閉会中の諸事業について配付資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。1として要望経過報告について、2番目に北海道びらとり会の設立についてをお願いします。町長。

町長

それでは最初に要望経過報告をいたします。要望項目として、1点目は沙流川総合開発事業における平取ダム建設事業の早期完成について、2点目は、国道237号歩道等の整備促進について、3点目は道道の整備促進について、4点目は河川改修整備促進について、5点目、アイヌ文化の総合的な伝承と理解を

目的とした伝統的生活空間（イオル）の整備について、6点目に、民族共生象徴空間「広域関連区域」としての平取町の役割について、7点目には鉄路を活用した日高地域の公共交通への支援についての7項目について要望をしております。要望先については、自由民主党北海道第九選挙区支部移動政調会として、堀井学衆議院議員、中司道議会議政務会長、藤沢澄雄地元の道議会議員ほかでございます。要望月日につきましては6月17日でございます。要望者は町長、議長、副議長ほかでございます。最初に1点目の平取ダム建設事業の早期完成については、ご承知のとおり、平成25年1月28日に個別ダム検証を経て、国土交通大臣が継続決定されまして、本年度につきましては、60億2千万円の大幅な予算措置がされたところでございまして、本年7月には、本体の定礎式が予定されているところでございます。2020年の完成に向けて、確実に進められているところでございますけれども、予定どおり完成を目指すためにも、平成30年度の予算確保に向けて強く要望したところでございます。次に2点目の国道237号歩道等の整備促進につきましては、道東、道央を抜ける産業道路として車両も年々大型化しておりまして、大変危険でありますので、特に振内市街地の未改良で狭隘箇所改良、さらには、歩道の設置、また交通事故が多発しております曲部改良、国道横断管の改良について要望したところでございます。3点目の道道の整備促進については、宿志別振内線ほか3路線についての整備促進について要望をしております。4点目の河川改修の整備促進については、貫気別川、オバウシナイ川の河道掘削等々について要望をしております。5点目に、アイヌ文化の総合的な伝承と理解を目的とした伝統的生活空間（イオル）の整備について、このことにつきましては、平取町は平成20年度から先行実施しておりますが、継続して予算増額を要望しております。6点目に民族共生象徴空間「広域関連区域」としての平取町の役割につきましては、平成27年の10月に報告されました第7回のアイヌ政策推進会議の作業部会報告として、白老町以外のアイヌ文化の伝承活動等が盛んな地域として平取町が位置付けがなされているところでございます。2020年の象徴空間完成時には、100万人の来場者を見込むとのことですが、象徴空間の主として文化伝承、人材育成、あるいは体験交流に役立つ人材育成並びに食文化に必要な原材料について象徴空間等へ供給することで、その役割を担うことが実現できるように要望したところでございます。最後に7点目の鉄路を活用した日高地域の公共交通への支援につきましては、ご承知のとおり、JR日高線が運休して以来、2年5か月が経過しているため、日高地域の公共交通としての足の確保を図るため、国におかれましては、既存の枠組みを超えて強力なる財政支援について、強く要望したものでございます。以上で1点目の要望経過報告を終わらせていただきます。2点目に、北海道びらとり会の設立についてご報告を申し上げたいと思います。去る6月10日に東京におきまして、北海道びらとり会が設立をされました。このびらとり会については、主に、首都圏に在住する平取にゆかりのある方を会員としてございます。当日は

会員25名が出席して設立総会が開催されまして、規約の制定や役員を選出が行われたところでございます。町からは町長、教育長、正副議長、農協組合長、商工会長ほか総勢8名で出席をしております。総会后懇親会も行われましたけれども、昔話や現在のふるさとの話で大変盛り上がったところでございます。今後は年1回の総会のほか平取町への訪問などを企画していきたいということでありました。また、町の特産品の斡旋や購入、ふるさと納税を推進するというお話でございまして、新たに平取町の応援団としての活動をいただけるということで、町といたしましても、今後この北海道びらとり会の活動に対しましても、支援していきたいというふうに考えてございます。なおこのびらとり会の会員数は現在48名となっておりますけれども、まだまだ数多くの方が東京方面には住んでおられるというふうに思いますので、議員の皆様におかれましてはご親戚やお知り合いにお声をかけていただきながら、1人でも多くの方に参加していただくように、ご協力をお願いを申し上げまして、北海道びらとり会の設立についての報告とさせていただきます。以上でございます。

議長

続きまして平取町教育行政に関する報告について。教育長。

教育長

教育行政報告をいたします。はじめに学校教育事業に係る小中学校の現況についてご説明申し上げます。本年度、町内小学校及び中学校の第1学期は4月6日に始業式を終え、既に3か月が経過するところであり、1学期も終盤に入ろうとしております。平成29年度における児童生徒の状況にありましては、学級編制協議に係る基準日であります4月10日以降異動がありましたけれども、5月1日現在におきまして、小学校5校あわせて265名、中学校2校で134名、合計で399名となっております。このうち特別支援学級への入級者は小学校8名、中学校2名となっております。児童生徒の総数では、前年度より、小学校で7名の減、中学校では増減なしとなっております。教職員体制としましては校長1名、教頭1名が新たに赴任となり、あわせて一般教職員につきましても異動がありましたけれども、児童生徒及び保護者、地域とも、積極的に信頼関係を構築することに努力され、各学校における指導体制は築かれているところでございます。町単独採用となります特別支援教育支援員につきましても、小学校4校、中学校1校においてあわせて12名を配置しているところでございます。また本年度における全国学力学習状況調査につきましても、4月18日に実施されたところでありますが、当町におきましても、全学校参加するとともに、実施後速やかに自己採点を行うなかで各学校における課題等の分析把握に努めている状況でございます。各学校におきましても自己採点結果を元に家庭学習の定着、読書活動の推進、ノート指導などを含めた学習改善プランの見直しについてもとりかかっているところでございます。なお詳細な結果が国より公表され次第、議会にもご報告をいたしますのでよろしくお願いいたします。次に学校行事につきましてもは現在まで計画どおり実施されてきて

おります。小中学校の修学旅行、中学校での体育祭、また小学校における運動会におきましても、今月18日までに終了したところでございます。なお体育祭、運動会におきましては、議会議員の皆様にもご多忙のところご参観いただきましたことに感謝申し上げますところでございます。次に文化財課におきましては4月1日から5月31日まで、アイヌ文化博物館企画展、エカシの記憶をたどってと題して荷負在住の川奈野一信さんの幼少期からのゆかりの品物や体験をもとに展示を行いました。また4月25日から5月28日まで、沙流川歴史館企画展、寄贈資料展を実施しております。これは町民の皆さんから寄贈された歴史的資料を展示したものであり、その後振内町民センターで移動展示を行い、現在貫気別支所、その後ふれあいセンターで展示を行う予定となっております。社会教育におきましては児童館、児童クラブのない地域の小学生の放課後の居場所づくりとして実施をしております、放課後子ども教室を紫雲古津、二風谷、貫気別地区で今年度も開設しております、紫雲古津23名、二風谷22名、貫気別31名の児童が参加をしております。小学生に農作物の生産過程を体験してもらい食の大切さを感じてもらおう事業、キッズチャレンジTHEあぐりでは第1回目として5月27日に紫雲古津地区の水田において、手植えによる田植えを予定しておりましたが、当日雨のためJAびらとり青年部の協力によりまして、田植機に同乗させてもらうというように行っております。小学生28名の参加がありました。また5月8日には、平取町自治振興会の総会が開催をされております。なおこの総会をもちまして、自治振興会の事務局につきましては生涯学習課からまちづくり課へ移管をしております。社会体育では小学校1年生から3年生までを対象とした遊びを中心とした体力づくり、リトルラビットスポーツクラブを本町、貫気別、振内地区で既に開催し、3地区合計で62名の子どもたちが参加をしている状況でございます。図書館におきましては既に2回の映画上映会を実施し、102名の方が訪れております。また生後3か月の乳児に2冊の本をプレゼントするブックスタートにつきましては、5月に5名の対象者に贈呈をしております。その他にも各担当におきましては年間事業計画に沿って事業を実施してきているところでございます。また6月7日から9日にかけて、平取町と友好市町提携をしております兵庫県南あわじ市と包括連携協定を結んでおります京都立命館大学を訪問してまいりました。南あわじ市では市長、副市長、教育長と面会し、しばらく途絶えております交流について、子どもたちなど教育環境を含めて今後再開できればとの協議をしてまいりました。あわせて来年度の教育委員会事業である町民対象の芸術鑑賞につきまして、淡路人形浄瑠璃の一座を招いて実施すべく協議を行い、内諾を得ているところでございます。詳細につきましては今後詰めてまいります。京都立命館大学につきましては、昨年、経済学部等と包括連携協定を結んでおりますが、教育関係での連携につきましても、副総長と協議をしてまいりました。その中の一つとして平取高校からの推薦入学等についても検討してもらえよう要請を行ってきたところでございます。以上教育行政に係る報

告とさせていただきます。

議長

日程第5、一般質問を行います。各議員からの質問事項はお手元に配布したとおりであります。この順序により、指名いたします。11番千葉議員を指名します。11番千葉議員。

11番  
千葉議員

11番、千葉です。本日は通告してあります2問の一般質問を行いたいと思います。まず最初に、町道振内岩知志線の今後の工事予定についてであります。現在、町道振内岩知志線の、地先で言うと長船地先のあたりがかなり段差ができて、亀裂のある状態で、車両の通行が可能ではございますけれども、今後の近年続いている異常気象の状態からではいつ大雨が降って、崩落するかわからない危険性も私ははらんでいる、典型的な箇所かなというふうにも認識しております。また地元の人たちにおいてもですね、今の段差の状態のうちに全面的な通行止めとなって施工するより早期に着工を望む意見、ご要望も伝えられておりますけれども、今現在は、確かに車両通行可能なことは可能でありますけれども、やはりこの町道は振内の中でも振内中学校の通学指定道路にもなっております。また、既存の農家の人たちや特に新規就農者の人たちのトマトの生産拠点にもなっており、崩落前の予防的な工事として私は早期に予算措置をし、着工に踏み切る考えがないものか、工程的なことも含めてですね、ご答弁を求めたいと思います。

議長

建設水道課長。

建設水道  
課長

それでは千葉議員のご質問に対してお答えいたします。質問の箇所につきましては、平成17年度に路肩及び法面が被災を受け公共災害で復旧した箇所でございます。昨年11月頃地元からの連絡により、現地を確認したところ、道路の一部が少量ではありますが沈下し、アスファルトにもクラックが発生している状況でしたので、その部分を応急的に補修し、通行に支障のない程度の対策を講じております。この時点で冬も近いということで本格的なことはできなかったんですけども、あわせて原因が何であるかということで、うちの土木の職員と専門家であるコンサルタントと現地を確認しましたが、平成17年度に施工した補強土壁につきましては形状としては変状は見当たらないということでありまして、詳細については雪解け後、再度また調査をするということにしておりました。春になって、詳細調査をしたところ、最大で17センチの沈下と舗装面のクラックが再度発生している状況が見受けられましたが、17年度にやった補強土壁の勾配ですとか形状には異常がないということで、ある程度その機能は果たしているというような判断でございました。ただ、昨年8月の降雨により、沙流川の本流が増水して一部水につかった形跡がございましたので、その際に裏止めの部分が若干空洞化を発生しているんじゃないかという

判断に至りました。対策としましては、今すぐ道路がある日突然陥没するような状況には考えられないということでありまして、今現在の沈下してる部分の舗装を一旦撤去いたしまして、路盤を再度入れ替えて、アスファルトを上にかけるということをしていただきまして、しばらく経過を観察していきたいというふうに思っております。なお、この辺につきましては通常の道路維持の予算の中で対応いたしまして、施工についても業者のほうには依頼済みでございまして、7月中頃までには終了する予定となっております。以上でございます。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

今のご答弁、説明の中では、コンサルも交えながら専門的な見地から多分、現場を見ていただいた回答だというふうには思ってますけども、一つは沙流川の増水っていうこともあって、いわゆる道路の崖になってる側面がかなり洗掘されて私も下のほうちょっと降りて見てきたんですけども土止め機能はなんとか、空洞化あっても、なんとか収まっているのかなというふうには見えますけども、今道路の維持の予算でということ、舗装はがして路盤を入れ替えしてまた舗装をかけるという作業かなというふうには理解してますけども、私は河川管理の部分でのですね、やはりが影響っていうのはあるのかなと。いわゆる、施工はしたもののやっぱり増水によって、再度、側面が洗掘されてるわけですから、これは当然のことながら道路維持という観点から見るとそういう今の課長の説明にはなるんですけども、沈下するということ自体がですね、最大で17センチというお答えがありましたけども、やはり何らかのかたちで表面には見えないけどもやっぱり地下水の影響とか、増水したときのいわゆるその地下水位が何らかのかたちでこう変わったのかな。あるいは土質による作用もあるのかなというふうに思ってますけども、実は、あそこの道路は、昭和55、6年の農免農道、日高支庁の発注で農免道道としてですね、発注された道路でありまして、その後、完成した後に町道認定ということで町のほうに移管された道路でございまして、たまたま私がそこの道路の現場代理人と主任技術者兼ねてやってた時代だったものですから、道路の形状の様子とか、路床の下の土質の様子はある程度記憶に残っているんですよ。先ほど長船さん地先のところあたりの陥没に関してはやはり施工中でも雨が降ると結構水が引かなかった。ということはやっぱり、地下水位が降雨によってちょっと高くなって土質もあまりよくなかったような記憶はあるものですから、一気に崩落ということはないかなと考えにくいという説明でございましたけども、やはり、通常、今の異常気象からいったら何が異常で何が通常の状態なのかなっていうのも非常に難しい気象状況が続いてるということで、私は応急的な、いわゆるその表面を今言ったように入れ替えてですね、舗装やりなおすってだけで本当に果たして収まりがつくのかなっていう素朴な疑問が、まあある意味技術者っていう立場で見るとあるわけなんですけども、降りてみたらわかると思うんですけども側

面が相当、地肌が出ていわゆる、例えば植栽があって木が残ってるよとかって  
いう状態ではない部分がむき出しになってあるんですけども、その部分を見て  
みますと、やはり長雨が続きたり、降雨量が多いことが起きますと、例えば車  
両が通行してる間にですね、やっぱり一気に陥没して、惨事になりかねない部  
分の要素も私はゼロではないというふうに思ってます、応急でやるのももち  
ろん結構なことなんですけども、やはり根本から、あそこの道路が一気にいっ  
ちゃうと今の状態では亀裂の箇所を見ますと、迂回路を取るということになる  
と民家のほうに入り込んでいって施工するという場合も完全に通行止めになら  
ない、しない限りはちょっと施工も難しい場所かなというふうにも判断してお  
ります。ということになると沙流川の大橋、去年完成したところを曲がって、  
福澤進さんの地先のほう通ってというかたちでのもし、通行止めということに  
なれば、そういったかたちで車の運行しなくちゃならないということと、それ  
とやっぱり冒頭に申し上げたとおりなんせ振内中学校の指定通学路ということ  
もあって、やはり影響は大きいのかなというふうに思ってますけども、そうい  
った本格的な工事は全くやる予定がない。応急で、何とかなるというご判断で  
ございますか。もう一度確認のため、その辺のことをお願いします。

議長

建設水道課長。

建設水道  
課長

今ご指摘のとおり、あそこは地下水あるというのも事実でございまして、17  
年度に災害復旧したときにも一応水抜きのパイプの対策はしております。それ  
と、万が一崩落した場合の迂回路はちょっと厳しいというのも現実でございま  
す。ただですね、そういう、例えば沙流川が増水した場合危険性はゼロかと言  
われれば確かにゼロではないとは思いますが、ただ今の段階で、あれを  
災害復旧でもっていくとかっていう、段階ではございません。ということで、  
とりあえず今言ったようなことで、応急的に対応して、経過観察をさせていた  
だきたいということしか今現在できないような状況ですのご理解をお願いし  
たいと思います。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

確かに町の建設水道課の見解、今課長申し上げたとおりで私は何も間違いがな  
いと思うんですけども、一つはやっぱり河川管理者である、いわゆる役所がま  
た別な段階で見ると、やはり少なくともやっぱり沙流川の水による影響もある  
わけですから、町が単費で、例えば災害復旧できないよ、町が単費でやる部分  
ではOKでこういうかたちだよっていいんですけども、やはり私は今の  
路盤を舗装はぐって亀裂のどこ全部はぐって路盤を再度転圧してですね、再  
度舗装かけたにしてもまた亀裂起きて下がってくる可能性もですね、あるから、  
結局のところ、そういう可能性もはらんでる道路に対してはやっぱり根本的に

復旧してあげるのが私は安全面を考えたらそのほういいというふうに思ってますけども、さまざま、見る人によっては見解の違いもあるのも事実でございますけども、やはり同じ町道でも、今言ったように、農業の生産拠点、まあ流通の箇所でもあるということで、その辺の見直しってどうか考え方はやっぱりしっかりとやっぱり持ってほしいなという希望も私ございます。本当に何が起きても不思議でないという部分では、これから8月、9月にかけてはちょうど低気圧とか台風の時期も来ますので、どのような方法がベストかということは私もわかりませんが、やはり根本からという考えは全くないんでしょうかね。河川管理者とも協議したなかで費用負担も含めてですね、その辺の考え方伺います。

議長

建設水道課長。

建設水道  
課長

あその箇所の河川管理者は北海道になります。それで基本的には川が増水して守るものは何ですかとなった場合、道路でしょうということになれば、基本的には、町のほうでやりなさいというお話になるのかなというふうに思われます。それと川の流れも対岸、市街地のほうに行ったら住宅も張りついているんで、多分何らかの事情で、反対側に追いやったと言ったら変ですけどもそういう、きっと過去には歴史もあるのかなというふうに思いますので、なかなか難しいのかなと思うんで、その辺も含めて、応急的ではありますけどもコンサルを交えて地すべりではないということを確認したということで、今町でできることは応急的なことしかないかなということでございますので、ご理解願いたいと思います。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

ご理解するも何も今の考え方、それでいこうという判断だというふうに思ってますけども、ただ、冒頭に申し上げたとおり、危険性はやっぱりはらんでる部分、地すべりではないと言い切りましたが私も地下水の作用によってはやっぱり地すべり的な現象も起きかねない現場だなというふうに、私の見目ですよ、いうふうに見てきました。本当に課長も認識しておられるようで、もしあれが崩落する、あるいは段差がもう17センチどころか30センチとか50センチとかもし生まれた場合は当然のことながらそれでも通行止めになりますんでね。応急やったところでやっぱりまた沈下して下がっていくっていう部分の危険性ははらんでると思います。地域の特に川向いの人たちからはですね、段差の状態を通ることに対しては何も不満はないんですけどね、あそこでスピードを緩めて行けばいいことなんですけど、ただ、やはり心配してるのは私と同じ、一気に雨が降ったとき、あるいは長雨が続き、ウェット状態が続いたとき、舗装に亀裂があるということになれば表面水が当然そこからまた入って



いくわけですから、その辺のことを含めてですね、やはり根本的な工事を望む声が強いですけども、これには多少時間は、応急やった後にも時間がかかると思いますが、その辺のことも一つ注視をしながらですね、あそこの町道のあり方、もう一度いろんなかたちからですね、見ていただいて、本当に生活圏である大事な幹線町道だというふうに思っておりますので、ご検討願えればなというふうに思っております。

議長

町長。

町長

私のほうからも、ご答弁させていただきたいと思いますが、今課長のほうからお話し申したとおりですね、コンサルを交えながら現地確認して対応しようとしております。いずれにしてもこの路線については、通学路でもございまして地域住民の幹線道路でございます。地域住民の皆さんに不安がないように、また、支障のないように対応してまいりたいというふうに考えておりますし、修繕の後も経過観察も続けたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

そうですね、今、町長のほうにご答弁いただいたとおりで、応急でやって、その後の経過をみていくというのは非常に私も大事な事かなと思っておりますのでそれでまた万が一同じような現象が起きたときは、再度検討ということでご答弁求めませんが、十分ですね、話し合いを持ってですね、地域の人たちからも意見を聞きながら、良い方向でもっていければなというふうに思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは2問目の質問に入りたいと思っております。2問目の一般質問は平取産酒米を使った日本酒の製造についてということで、一般質問いたします。常任委員会の中でも報告があって一定の説明を受けておりますけども、今年度から実施する日本酒の製造について、今後の製造計画、醸造計画とでも申しましょか、流通、そして販売方法等について改めて、町の考え方も再度確認の上で伺っておきたいなというふうに思っております。それと、端的に言って、ネット上でもですね、日本各地にですね、地酒としてこう銘柄はもう無数に数えきれないぐらいあるなかで、やはりこのことを手がけていくということは私はロマンがあって夢があって大変結構なことだなと個人的には思っておりますけども、それと同時にやっぱり競争相手が生まれてくる。流通段階でPR方法も含めてですね、やっぱりしっかりと戦略が必要でないのかなというふうに思っています。特に作付けした今年はまだそれこそ手探り状態で、将来どうして、どういう方法でもって、どのような取り組みしたらいいのかっていうのは正直まだわからない部分もあろうかなというふうに思っておりますけども、一番こわいのやっ

ぱりこういった事業手がけても、2年、3年で立ち消えしない、いわゆる継続的にですねもってかれる方法ということ一番心配しなくちゃいけない方法だなという、取り組みだなというふうに思ってまして、近くの自治体でもさまざまなもの手がけて、結果的には日の目を見ないまま、予算を消化しても、立ち消えしていったものがたくさんございます。どうかですね、その辺のことも頭に置きながらですね、これからどういったことにチャレンジをしていかなければならないのか、課題も本当先ほど言ったように多くあると思いますけども、今、現時点でのこの日本酒製造についての取り組み状況、まずもって、概略でも結構ですので、再度お答えいただきたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

はい。それでは私のほうから、ただいまの千葉議員のご質問に答えたいと思います。今年度ですね、日本酒の醸造計画につきましては、北海道の酒造的米であります吟風を約4反で作付けしております。そのうち収穫される酒米のうち、今年につきましては15俵を仕込むこととしておりまして、醸造量といたしましては大体1000リットルから1300リットルできるのではないかとということで予定しております。醸造するお酒の種類といたしましては、純米の吟醸酒相当のお酒を予定しておりますけれども、これにつきましては、酒米のできによりまして精米歩合等を酒蔵さんと調整することとしております。今回仕込む樽は一つということで、一つの樽の原酒からできるお酒としましては、生の原酒、それから加温した原酒、それから加温して加水をしたお酒ということで3種類ほどの日本酒が製造できるということですので、製造コストや販売量、販売価格などを考慮しまして、各種類の生産量を決めていきたいと考えております。販売する日本酒につきましても、一升瓶、それから四合瓶を検討しておりますけれども、どの種類のお酒を一升瓶、四合瓶それぞれ何本製造するかは、現在酒蔵さんに製造コストと販売価格について試算をお願いしておりますので、その内容を見ながら最終的な種類と販売量を決定していきたいというふうに考えております。それから販売方法につきましては、町内でお酒の小売りをできるお店に協力をいただきながら、酒販組合のようなものを組織して、仕入れ等を取りまとめてもらえないかということで、現在商工会とも協議しているところでございます。またJAびらとりさんにも協力をお願いしております。商品の製造量や販売価格が決まった段階で、例えば頒布会などのようなかたちで事前予約みたいなものをして販売方法の工夫などもしていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

本当に収穫から醸造、販売まで楽しみな状態でございますけども、もともと平取というのは、私のイメージは私が小さかったときもそうなんですけども、私、隣の穂別町、当時の穂別町生まれだったんですけど、米どころっていうのは、胆振ではすぐ近くでは厚真町が非常に米どころで、米の生産に対してどこの道通っても水田が見れて、大変収穫も、おいしいお米できてたというイメージがあるんですよ。で、日高管内ではやっぱり平取っていうイメージなんですよね。唯一海を有してない内陸側にある、日高管内の町としては、本当に稲作が盛んで、今現在も貫気別のほうからずっとこう通ってきても休耕田なっちゃっているところがたくさんございます。そういったものを見ると毎年お米自体の作付けが減ってるのもそうなんですけども、これが一つの今回の酒米が試験的に生産してどうなのかっていうのもあるんですけども、そういった、目的の中にも書かれているんですけど、水稻作付けの面積の確保に向けた可能性を探るという文言がありますけども、良いかたちですね、初年度迎えられればなどというふうに思ってます。大事なことは本当にチャレンジして、これから3年5年見てみないと状況はわからないんですけども、やはりまちおこしの一端として平取町、こういうことやってるんだなど。こういったお酒づくりも取り組めるような地域なんだなというようなかたちでPRも、その間できれば大変結構なことかなというふうに思ってます。また、承知のとおり、今年は北海道のブランド米であるゆめぴりかが最高金賞を受賞したということもありまして、ちょうどこのお酒をつくってみる、酒米を作付けしていくのにはちょうどいい環境が私は今の平取町にあるのかなというふうに思ってますけども。単年度ということで、農協さんの力も借りながら、流通販売まで、いわゆる製造をかけて販売まで持っていくという計画はこの間も委員会の中でも受けましたけども。それが例えば限られた本数、製造量もこれ見たらだいたい5、600本ぐらいなのかな一升瓶に換算して。いろんな種類がつくったとしても、一升瓶で仮に換算すると5、600本ぐらいの初年度は醸造量になるのかなというふうに思ってますけども、一つは委員会の中で、あまり細かく聞かなかったことの中で、お願いする竹浪酒造店ですか。これは青森の調べてみたらネットでも結構大きくいろんな情報今出てるものですから調べてみたら、なんかかなり古い、造り酒屋からスタートして、歴史がすごいんですね。ここにも、もらった資料にも書いてあるとおり、正保2年1645年の創業ということで、今は何かネットで見たら16代目の社長になるようなんですけども、そういったところは大変優れたお酒をつくる職人である、杜氏の人もおられるというふうに思いますけども、竹浪酒造店とは今回この踏み切った段階で、どのようなお話で推移していったのか、その辺の一端もちょっと伺っておきたいなと思います。てことは、今年度は今年度なんですけど、これはもうやっぱり継続的にやっていくということになれば、ここの酒造会社として、どれだけ平取町に協力体制あるいは当然民間の酒造会社ですから、利益も含めて考えているのか、その辺のちょっと深い話というのはできてスタート切ったのかどうなのか、その辺の一端も

しお聞かせいただければ、ありがたいと思いますけども、ご答弁お願いいたします。

議長

まちづくり課長。

まちづくり  
課長

はい。それではただいまの千葉議員のご質問にお答えしたいと思いますけども、竹浪商店とは基本的には今年とりあえずつくっていただいて、継続的にやっていくということではお話ししております。竹浪酒造店にお願いするとなった経過としましては、町の政策アドバイザーの札幌大学の飯田教授のご紹介等ありまして、いろいろこちらのほうでも調べまして、うちでつくりたい酒の量とかですね、できる量だとかを考えていったときに、今千葉議員おっしゃられたとおり、大変古い酒蔵で、規模もそんなに大きいところではなくてですね、結構小回りが利くというか、今回も15俵のお米でつくっていただくということで、通常であればこんな少ない量の醸造はなかなかお願いできないというところもありまして、やっております。それで今年度につきましては、だいたいどのくらいの製造コストがかかるだとかってというのはちょっとうちのほうもわからないものですから、基本的にはどのくらいの製造コストで販売価格がこれからのどのくらいなるかっていうのは、今試算をさせていただいているところで、それをみながら、販売価格等を決めていきたいということで、それに基づいて来年以降も製造する量だとかっていうのを、作付面積だとかっていうのもちょっと考えていきたいなというふうに考えております。今年度は本当にお米もつくるのも初めてということもありますので、お米がちゃんとできるかっていう部分もちょっと心配なところがあったんで、15俵ということなんですけども、ある程度お米の量がちゃんととれるというのがわかれば、もうちょっと製造する量も増やしていきたいなというふうには考えております。杜氏さんも昨年9月に1回平取に実際みえられて、今回作付けしている農家さんの所にも実際田んぼも見て、農家さんとも話をしているということで結構積極的にうちの町に協力していただけるということになっておりますので、今年のできを見ながら、継続的にはお願いしていきたいなというふうには考えております。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

私も作付けした田んぼ、松原さんのところですか、見てきたんですけども、本当に楽しみだなというのが先に先行しちゃってですね、まあ、北海道の場合どうしても例えば代表的なことと言ったら一番北にある酒蔵から、特に代表的な量的なこと言ったら小林酒造さんとか、男山酒造さんとかたくさんあるんですけども、小さな酒蔵ということで、多分平取町のこの少ない数字でもチャレンジするならなんとかやりましょうということでスタートしてくれたと思うんですね。やはりこれには私は逆に北海道の酒造会社使わなくて、こういったところ、

歴史のある酒造会社含めてですね、やってくれたことが功を奏して良い方向に、良いかたちになればなというふうに私も望んでる1人でございます。一つお伺いしたいのは経費の部分なんですけども、説明受けた中では、酒米代金とか例えば補助金もちよっと販売するお店で消化する量によって補助金も付けるよというような中身だったと思うんですけども、まずは、お米をつかって、それからそのお米をJAからこの流通のフローチャート見たらホクレンを通して精米会社にいってですね、それから精米会社から酒造会社に持ってってというかたちのフローチャートではあるんですけども、総括して、いわゆる初年度として町として、かかる総経費はおおよそで結構でございますのでこの日本酒の製造にかかわる初年度の経費として、全て補助金も仮に500本できたな、600本できたなという部分も含めて、どのぐらいを総額で予定しているのか、その部分の中身をお知らせいただきたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり  
課長

はい、経費の関係なんですけれども、今年度予算とっている部分につきましては、ラベルだとかですね、そういう製造にかかる部分のラベルだとかの経費、あとお酒をつくったときに、商標登録をしようかなというふうに考えておりますのでその部分の予算等をとっております。あとですね、お米の保障といいますか、通常一般米つくっていただければ得られるであろうという金額を想定いたしまして、酒米をつくったことによって損失が出る可能性がありますので、その部分の保障で、これはお米がいっぱいあればお支払いはしないんですけども、お米が万が一とれなかった場合はその分の保障というか、補填をするというようなこととしておまして、あとそのほかにお酒をつくるための酒米の原材料費ということで買入れ価格というのも含めてほしい60万ぐらいを今年度の方としては見込んでおります。あと販売にかかる経費につきましては、これは先ほど言いましたけれども現在酒蔵さんに製造コストとその製造コストで通常売ればいくらの値段で売らなきゃならないというのが出てきますので、その値段があまりにも売値が高くなるようであれば、ちょっとその辺は酒蔵さんに対してある程度の委託料みたいなものを出して販売価格を落としてもらうようなかたちで調整ということで、これはお酒ができるのが来年度ですので、来年度の予算の中で、できたお酒の金額をみながら調整をさせていただきたいと、この辺については今の段階では、幾らかかるといってははっきり言えないところがありますけれども、そういうようなかたちで販売価格というか売値をある程度、お求めやすい価格にしたいということで、いろんな方、町民の方に飲んでいただきたいというふうな考え方ではあります。以上です。

議長

千葉議員。

1 1 番  
千葉議員

お酒できてから販売する部分でのまた新たな負担経費というのが生まれるようなかたちだとはい私も理解してるんですよ。ただ私聞いているのは、今年度、いわゆる作付けから、いわゆるお米がとれて、運搬をかけて、醸造会社へ持って行って、という部分で、まだお酒になる前、いわゆる今年度としては総経費としてどのぐらいかかるのか、それはわかんないんですか。

議長

まちづくり課長。

まちづく  
り課長

先ほど言いましたけど今年度の予算的には60万円ほどを予定しております。

議長

千葉議員。

1 1 番  
千葉議員

あとはできた後のお話になっていくわけですが、先ほど冒頭に言ったとおり、まだ作付けしたばかりで将来的な話はまだまだちょっと雲をつかむようなことか手探り状態のところはたくさんあるかなというふうに思っていますけども、当然のことながら町とかJAびらとりさんのほうとかさまざまな協力体制とっていく計画だというふうには思っていますけども、ひとつ冒頭にもちょっと触れたんですけども、平取町のまちおこしとして、その一端を担えるような事業になってもらいたいということを希望するのであればですね、やはり、2年目3年目あるいは5年先10年先のことを見据えた場合は例えば町の支出に伴う事業だけでなく、当然のことながらオーナー制度とっていきう方がいいのか、あるいはちゃんとした法人化して株式会社としてやってく、あるいは有限会社として立ち上げる、いろんな方法があると思うんですけども、そういった見通しはもう初年度であつてもやっぱり将来的な構想、これはやっぱりどのように考えているのかなというのは気になるころなんですね。例えば、株式にする場合でも、この日本酒づくりに対して大変興味持ってる町民も私もいろんな方と何人かとお話したなかでは、これはおもしろい事業だな、やってみる価値あるよね。将来一つ明るい材料になればいいなとかって、いろいろ意見をくれる方、町民の中でもありますけども、そういった方々が、例えばですよ、製造に関して、2年目3年目になってきたら、我々もお金を出資するから何とか町にある程度その道筋は別として費用負担をあまりかけないようなかたちでっていう方法での立ち上げ方っていうのは全く構想にないのかその辺もちょっと伺っておきたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづく  
り課長

はい、将来的な構想ということでございますけれども、現在、どの程度のお米で、どの程度のお酒ができるかっていうのがまだ雲をつかむような状況でござ

いますので、何とも言えないんですけども、将来的には、町が関与しないようなかたちで流通できたらというふうには考えておりました、通常のお酒の販売というのは、酒蔵さんが自分でお酒を製造して、それを卸して売るというかたちなものですから、そういうかたちになっていければ一番良いのかなというふうには考えておりますけども、そこまでいくのにやっぱり、なんというんですかね、すごい人気のあるお酒であれば売り出したとたんになんかなくなってしまうというようなこともあるんですけども、そこまでいくお酒というのなかなかないのかなというのがありますので、もしそうなれば一番良いんですけども、そうならない場合もある程度の、通常の流通経路で町は関与しないかたちのなかでやっていけばいいのかなということで考えておりました、もしそれができないのであれば、あと町というかそういう組合というかそういうところで、やっぱり全量買い取りというかたちをしないと多分なかなか酒蔵さんもつくっていただけないというところもありますので、これは通常の販売で全部売れるということであれば、酒蔵さんも特に問題はないのかなと思うんですけども、うちのほうでお願いしてつくってるという今現在のところでは、ある程度うちのほうで買い入れを全部しなきゃいけないかなというふうには考えておりました、これは将来的には何らかのかたちで独り立ちというか、できるようになっていきたいというふうには考えておりますが、どういうかたちでやるのが一番良いのかっていうのは今段階ではちょっとまだないのでご勘弁いただきたいと思っております。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

わかりました。当然まだ収穫もない、まだその収穫したお米を持って醸造にも手掛けてないわけですから当然そういった答弁になろうかなというふうには思っています。ただそういったアウトラインの構想でもいいからやっぱり持つておく、町としてもきちんと道筋をつけるようなかたちは話し合われても、これはお米のできばえとか、実際、醸造してみてもどのぐらいの量できるのかっていうこともあるんですけども、ただ、このままいけば多分秋に収穫してですね、5月の中旬か下旬ぐらいにはもう新酒として販売できるような状態ですからもう1年を切ってきているわけですね。そういったかたちでやっぱり構想は大事だなと思ってますんで、いろんなかたちのなかで、その辺は町民にも1回投げかけてみるようなことも必要かなというふうには思っております。それで一つ気になってるの、来年できて販売だよというかたちになって、酒販組合という組織、改めてこれ町内の酒販店によって組織される予定というふうには書いてあるんですけど、今現在お酒を販売している町内でどのぐらいの店舗関わってるんでしょうかね。ちょっとその部分伺います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長 はい、今現在町内でお酒の販売ができる商店というのが、8軒か9軒あるというので、そこにちょっとお声掛けをして、協力いただけるところに組合みたいのをつくっていただきたいなと考えております。

議長 千葉議員。

11番 千葉議員 これにはもちろんコンビニやなんかは入っていないという理解でよろしいんでしょうか、入れてでしょうか。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 全て入ってます。

議長 千葉議員。

11番 千葉議員 それで8店舗9店舗という数字になってるということでもありますね。その辺もですね、組織づくり、もう既に話し合われていると思うんですけども、1回か酒販組合の集まりというのは、今年度中に持つ考えでしょうか。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 はい、商工会のほうには1回お話をして、近々、組合というか小売店の方には1回集まっていたいただいてお話をしていきたいなというふうに考えております。

議長 千葉議員。

11番 千葉議員 そのような計画があるということで本当に楽しみにしております。それと初年度ということで当然新しくできてくるお酒に対してのネーミングも相当、最近販売戦略の中では重要な要素になってくると思うんですけども、これは一般町民から募集するようなかたちとか、何らかの方法を考えてますか。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 これにつきまして今ちょっとどういうかたちでネーミングをするかっていうことも考えておまして、一般公募もありますでしょうし、名前付けるに当たってストーリー性みたいなものも何かなければですね、なぜ青森でつくるんだって言われる町民の方も多いものですから、その辺も含めたなかでストーリー性



を持たせたネーミングができないかっていうことでちょっといろいろ考えているところでございます。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

それもですね、本当良いかたちで発表できればうれしいなというふうに思っています。もう一度振り返りますけども、いわゆる水田面積がだんだんだんだん減反によって減らされた部分とか、離農してって空いてる分とか、私やっぱり農業の活性化にもつながる重要な取り組みかなというふうにも認識しておりますけども、それとやっぱり将来的に雇用につなげていけるような部分、この部分ではぜひともですね、力を入れて、まずは行政主導でいっても将来は先ほど言ったように民間が牽引していくようなかたちをとりたいと思ってますけども、どうでしょう理事者、町長、副町長あたり、このお酒づくりについての思い入れというんですか、改めてですね、何か、構想等ありましたら、この場でございますので、お答えいただければ、幸いですと思います。

議長

副町長。

副町長

お答え申し上げます。若干繰り返しになるかもしれませんが、今回平取産米のお酒をつくろうということでございまして、発端はですね、やはり平取には食材として非常に外に自慢できる素材がたくさんあるということもございまして、その中でそういうおいしい食材のパートナーとして飲料といいますか、飲む物もあればいいねというような、多くの意見もいただいたというようなことで、今回、お酒というかたちで、ぜひ試験的でありますけども、製造に着手したいというような計画にしております。それでまちづくり課長の答弁のとおりですね、本当にまだ初めての試みということもございまして、非常に少量な製造ということになりますので、その辺の経過もぜひ見ながら、今後につなげるというようなことになろうかと思っております。いろいろ販売とか戦略というようなところもございまして、冒頭申しましたとおりやはり、地元で、地元の方がまず飲んでおいしいお酒と言われるようなものをまずつくることが一番重要なところかなと思ってまして、そういうものができれば、やはり外に向かっても、平取の自慢できるお酒としていろいろ展開もできるのかなと思っておりますので、まずその辺の地元で愛されるお酒づくりをまずできればなというふうに思っております。私も5月にこの酒蔵にちょっと足を運びまして、状況を見させていただきました。370年という非常に歴史のある蔵ということで、あまりほかの酒蔵見たことございませんけども、非常につくりとしても、今到底入手できないような梁とかですね、非常に歴史を感じたというところもございまして、風土としても青森の象徴的な山であります岩木山を背景にした非常に風光明媚と言いますか、景観のすばらしいところをつくっているということも

ありましたし、それから社長さんと専務さんですね、いろいろお話ししたなかでも非常に酒づくりに関して前向きにまじめな考え、ポリシーを持った方だなということも確認をさせていただきましたので、ぜひ今回そういう酒蔵にお願いして、ぜひ平取で自慢できるお酒をつくろうということで、はじめたいと思っておりますので、いろいろ、酒米つくることでの雇用、それから地元での商業的な活性化、産業の活性化に結び付けばこれにこしたことはないんですけども、繰り返しになりますが、まずそういった酒ができるかどうかの確認をまずさせていただいて、次につなげていきたいなというふうに思っております。できればこれがつながるということを前提に、酒米をつくるときに、町外から人を呼んで、田植えとか管理とかを一緒にやっていただくとか、逆に蔵に出かけて行って、仕込みなんかを体験するようなものもできるかなと思っておりますので、ぜひ付随するイベントなんかも考えながら、やればなというふうに思っておりますので、その辺またいろいろと今後やり方を考えながら進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

本当にまだまだ手探り状態なのはよく理解しております。今回のこの平取産米の清酒の醸造に関してはまた産業厚生の常任委員会含めてですね、何か報告事項とか過程、今こういう段階ですよ、実際にできてこういったかたちですよとか、何かありましたらですね、委員会のほうにもつぶさにご報告なり、協議事項があれば、協議に入っていただきたいなというふうに思っておりますので、これからもひとつ注視してですね、この製造過程見守っていききたいなと思っておりますので、どうか今後とも、よろしくお願ひしたいなと思っております。答弁はおりません。これで終わります。

議長

千葉議員の質問は終了いたします。休憩します。再開は10時50分といたします。

(休憩 午前10時40分)

(再開 午前10時50分)

議長

再開します。引き続き一般質問を行います。10番四戸議員を指名いたします。四戸議員。

10番  
四戸議員

10番、四戸です。本日は3問について質疑してまいりたいと思ひます。これ全体的に3問ともまちづくりに関係しておりますので、最後は町長に答弁を求めますのでよろしくお願ひいたします。それでは一番はじめの質問事項の国保病院の本体工事以外のエリア、要するに敷地の計画はどうなっているのかとい

うことで、質問していきたいと思います。平取町の国民保険病院は建設されてからもう53年が経過いたしまして、老朽化も進み、3月でしたか配管なんかも傷んで本当に大変な思いをしている病院だと思います。その改築工事が決まりました、平成29年5月には、敷地の造成工事が発注されました。さらにはですね、今後、新病院の本体工事におきましても、平成31年の春には完成予定となっております。その本体工事以外の外構工事につきましては、これ病院の解体工事も含まれておりますけれども、町は平成32年の3月に工事を完了する予定であると、5月の広報紙にて町民にお知らせしています。そこでですね、本体工事以外の病院のエリアについてでございますが、そのエリアについて今後、町としてどのような活用を考えているのか。また、その計画についても、どの程度まで進んでいるのかについて、伺いたいと思いますので、答弁をよろしくお願いいたします。

議長

まちづくり課長。

まちづくり  
課長

はい。それではただいまの四戸議員のご質問にお答えしたいと思います。現在の国保病院の跡地につきましては、福祉、保健、介護、医療の連携ができるような施設の整備ができないかということで、検討しております。また、病院の医師住宅や駐車場の整備なども考えられますけれども、現在庁舎内におきまして、プロジェクトチームをつくりまして、その中で、その計画について検討しているところでございます。検討に当たりましては、町の公共施設の整備について、向こう10年間で実施が予想される施設を洗い出しまして、本町地区の全体的な整備計画を検討しながら、その中で病院跡地の利用計画をつくっていくこととしております。新しい病院の開設が、平成31年度の春ということで予定をしております、外構工事等の完了が31年度末となる見込みですので、なるべく早い時期に議会の皆さん、それから地域の皆さんなどにご意見を聞きながら、協議できるように利用計画の案をお示しできるように事務を進めているところでございます。以上です。

議長

四戸議員。

10番  
四戸議員

今の課長の答弁を聞きますと、まだまだこれから先のことかなというふうに思いましたけど。それでですね、先ほども言いましたけども、それじゃなぜですね、広報紙に病院の解体ほかって書いてあるんですよね。それが32年度の春までには完成予定であるというふうに書いてあるんです。その辺はどういうことなんでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長 はい、31年度末に解体予定というのはですね、今の病院の古い病院だとかを壊したりして敷地の整備が終わるのが31年度中ということになりますので、それが終わらないと次の整備ができないということもありますので、そういうことで一応病院の外構工事が全部終わるのが32年の3月ということでのお知らせでございます。

議長 四戸議員。

10番 四戸議員 私もあの誤解している部分があるのかなと思いますけども、でも広報紙見たら32年には旧病院の解体、で、ほかということはそのエリアのことを指して言ったのかなというふうに理解していたんです。再度お聞きしますが、町民の間では、いや病院は壊さないで別なものに活用したいんだってというような町民の間で声も出ています。本当に旧病院を解体するのか。で、解体したらその病院のエリアもどのように活用していくのか。その辺はどういうふうに考えているんですか。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 はい、その病院の解体につきましても、今後の利用の計画について、もし解体しないで改修等で利用ができるのであれば、そういうかたちも考えられるんですけども、現段階ではまだちょっとその辺の具体的な計画がまだできておりませんので、壊す壊さないも含めて、今後の検討の中でどういうふうに活用していくかということで検討いたしまして、なるべく早い時期にどういうふうに、あそこの病院の跡地というか、敷地を利用していくかということで議会の皆さんにも案を示していきたいというふうに考えております。

議長 四戸議員。

10番 四戸議員 せっかくですねプロジェクトチーム等で一生懸命やってると思うんですけども、やはり病院の本体工事だけできて、エリアは全然何もできないなんていうのは本当に寂しい限りなんですよね。だから、その辺の計画をもう少し詰めて、なるべく早くそういうところを詰めていただきたいと思いますね。このことについては3月の定例会で松澤議員が質問されております。その中でですね、旧病院のエリアは社会福祉協議会を含めた医療、福祉を集約してはどうですかという質問でございました。その答弁として、今は担当替わりしましたけども、その当時の保健福祉課長は、このエリアは医療、介護、福祉、そういう施設を集約して複合施設として整備したいというふうに答弁されております。また副町長は、より効率的で、費用対効果の高い公共施設の整備を進めていきたいというふうに答弁されております。私もその考え方については同感しております。こ

れから進む高齢化社会を考えながらですね、病院を中心とした、やはり福祉等の関係の整備は私は必要であると考えておりますが、町としては今後そのような考え方があるのかないか、伺っておきたいと思ひます。具体的な答弁をお願いいたします。

議長

副町長。

副町長

お答え申し上げます。今、ご質問にもありましたとおり、3月の松澤議員からのご質問にお答えしたという経緯がございまして、いわゆるあのときの質問はですね、平取町の地域包括ケアシステムをどうするかというような、主たるご質問だったというふうに認識してございます。それであのエリアにつきましてやはり病院が先行的に整備はされますけれども、やはり医療、福祉、介護として物質的なレイアウトとして一番良い方法をあの中で考えていければなというようなことでの回答を差し上げていたところで、当然、介護施設ですとか、それから社会福祉協議会、地域医療とか地域介護、地域保健等にかかわる施設等があそこに集中的に整備できれば、より質の高いサービスの提供ができるかなということでの回答をさせていただきました。その考えは今も変わっておりませんので、ただいろいろ財源もこれは必要なことは、明らかでございまして、一気に進むというようなことにはなりませんけれども、今大きな指針といひますか、方向性として、病院ができるという現実を直視してそれに付随する施設の整備を、エリアで考えていければなというふうに思っております。今内部的なまだ議論に止まっておりますけれども、やはり最終的にはやはり議会の皆さん、町民の皆さんのいろんな意見を聞きながら、一番良い施設整備はどうなのかというようなことも検討してまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

四戸議員。

10番  
四戸議員

先ほど来申しておりますけれども、そういう高齢者に対しての福祉の関係の施設、なるべく早めによりしくお願ひしたいと思ひます。

続きましてですね、次の質問ですけれども、本町の要するに公営住宅の建設についてでございます。平取町の公営住宅においても、老朽化がかなり進んでいる住宅が増えてきております。平成29年度においては、去場地区で2棟目の完成を目指してただいま建てておりますが、平成30年度は、本町地区の調査設計が始まる予定となっておりますが、この調査設計が予定どおり進められるのか、またこの調査設計が1年遅れておるわけですが、どのような要因などで遅れてきたのか、その辺について伺いたいと思ひます。

議長

建設水道課長。

建設水道  
課長

お答えいたします。ご指摘のとおり、本町みどりが丘の公営住宅の建て替え事業につきましては、当初計画より1年の遅れで平成30年以降ということで予定しております。遅れた理由といたしましては、現在、建て替え事業を実施しております去場団地を平成27、28の2か年で実施する計画でございましたが、平成27年度の補助金が要望額に対し大幅に下回った額しか配分されない状況になったため、去場団地についてはちょうど振内地区が終わって新規に着手する団地だということでございまして、道と協議し、1年先延ばして実施した経過がございます。みどりが丘の団地につきましては、現在、小学校の横のところとこの役場の上をあわせて100戸の戸数がございしますが空き家についてはほぼない状況で、大変需要としては高い団地となっております。その団地の建て替えを実施するためには一部をほかのところに移して、建設して、完成後現在の入居者を移転するというので、そして空き家になったところを壊して建て替えるということでその作業を何回か繰り返すことが必要となっております。ただし、その一部を移転するための遊休町有地というのが本町地区にはないような状況でございまして、となれば私有地を求めるということになるわけですが、私有地で必要な面積をある程度確保し、買収可能な用地の確保というのが非常に厳しい状況となっております。第6次の総合計画の中で、他の公共施設の整備というものも計画されておりますので、建設地につきましてはそれらを含めて総合的に検討することがございますので、もう少し時間をいただき、決まった段階でまた議会とも相談していきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

議長

四戸議員。

10番  
四戸議員

調査設計についてはあれなんだよね。30年度で良いいってこと。調査設計については30年度に予定としてはどうなんですかというふうにさっき質問したはずなんですけど。

議長

建設水道課長。

建設水道  
課長

今の段階では予定ですけども、30年度から調査設計するという事なんですけども、新たにまた設計するとなれば、場所が決まらないと設計も着手できないという状況がございます。最悪の場合、新たに設計しなくても、今去場で使ってるあのプランを使うということも可能なんですけども、基本的には場所が決まった段階でまた新たな設計というのを起こすのが基本でございまして、今の段階では一応30年度やる予定となっております。

議長

四戸議員。

10番  
四戸議員

一応予定としては、30年度に調査設計、課長の答弁で。で、ちょっと腑に落ちないんですが、調査設計を予定していながら、まだ建てる場所が設定できていない。今民地を含めて、いろいろ課長も考えているという答弁でございましたけども、やはり建てる場所が決まらないといくら調査設計入ると言っても無理な話ではないかと思うんですけども、その辺はどうなんですか。

議長

建設水道課長。

建設水道  
課長

おっしゃるとおり場所が決まらないと実質設計はできないということでありまして、まだ来年度事業もうちょっと時間ございますので、なるべく早い段階で場所を確定してやるようなことになるかと思えます。

議長

四戸議員。

10番  
四戸議員

時間があると言ってももう本当にあと何か月で30年度でございますから、もっと早い計画を立てていただきたいと思えます。それでですね、この公営住宅についてでありますけども、副町長に答弁を求めたいと思えます。この公営住宅の件については、副町長がまちづくり課長のときに、2年か3年前、まだ担当していたころ、伺いをたてた経緯もございます。それで当然私たちの町も高齢化が進んでおるなかで、本町の場合はみどりが丘、山の上に公営住宅が建って、そこに数多くの高齢者の方が住んでおります。一番やっぱり不便なのは、冬季間なんです。冬季間お風呂に行きたい、病院に行きたい、買い物に行きたい、やはり不自由な思いしてるのが、そこに住まわれている高齢者でございます。平取町もデマンドバス、さらには今年から福祉バスなどを用意しておりますけれども、しかしながらその不便が全て解消されているとは、思われません。そういうなかでですね、私が言いたいのは、今、建設課長が答弁した中で、まだ建てる場所が決まっていない。例えば平取の町、下の町を見ますと、これから空き地や空き店舗も出てきているなか、やはりそういう民地の人とやっぱり協力していただきながら、町並みも考えながら、そういう、町の形態も当然のことですけども、場所に建てれないのか。そういう考え方は毛頭持っていないのかその辺について、副町長に伺いたいと思えます。

議長

副町長。

副町長

お答え申し上げます。公営住宅、みどりが丘から市街地への移動については、もう以前から足の確保を何とかしてくれというような声も多数聞いてございます。その解消策といいますかその一端として町ではデマンドバスの運行ですとか、それから今年については、事業者は社会福祉協議会ですけれども、そうい

った高齢者の足の確保、移動手段についてより多様なと言いますか、そういう手段を用意させていただいたというところで、それぞれまだまだ課題も多くてですね、デマンドバスなんかもやはり見直しを迫られている時期もございますので、来年度の総合計画の策定とか予算編成に向けて非常に精力的な議論が、今求められているというところがございます。あわせて、公営住宅の場所についてもやはり今後考慮しなければならないというような状況になってるかなという認識がございまして、やはり人が集中すれば、やはり暮らしにとって、そこに公共施設があるとか、商業施設があるとかということで、その負担は確実に軽減されるということでございますので、今市街地の現況を見ましても、店舗は少なくなりまして、もう、除去されたところは空き地になっているという状況もありますので、市街地のにぎわい感を創出して、商業振興というような観点からも、ぜひ公営住宅の建設の候補地としてもやはりそういったところも考えていく必要があるのかなと思っております。またあわせて空き家も、民間ですけれども非常に増えているというような現状もございますので、公営住宅の建設場所の検討とあわせて、そういった民間との権利調整でうまく利用ができればそういったところの利用もぜひ政策と言いますか、そういった視点で検討していければなと思っております。

議長

四戸議員。

10番  
四戸議員

先ほど私の思いは伝えましたけども、そういう高齢者も増えてきているということを実感いただきまして、今副町長が答弁したとおり、やっぱりそういうことも今後、さらに検討していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

最後の質問となりますけども、次は本町市街地の活性化についてでございます。本町の商店街は年々やっぱりこの人口減少が進む中、かなりの影響を受けている商店が出てきております。その商店を維持していくというのは大変な時代でございます。さらには、先ほども申し上げましたけども、町並みは、空き地、空き店舗も年々増える傾向にございます。町としては、この対策として、空き店舗の活用と、商店街の活性化を図る対策として空き店舗活用事業補助金により、店舗の事業を募集しております。その募集しておりますが、今までにどの程度の公募があるのか。またですね、今後において、どのような見通しを立てているのか、この辺について伺いたいと思えます。

議長

観光商工課長。

観光商工  
課長

それではお答えいたします。現在の商工会の会員数につきましては、平取町全体では169会員。本町におきましては113会員というふうになっております。昨年4月の段階では、平取町全体で172会員、本町地区においては1



15 会員ということでございまして、比較して、3 会員、本町でも 2 会員の減少となっております、今後の見通しとしてもちょっと心配する状態ではあるかなというふうに考えております。平取町といたしましても、商工業の振興策として、平成 22 年度より継続して支援してきております地域商品券の発行事業につきましても、地元の購買と町民の生活支援ということで、貢献しているところでもあります。そして今年度につきましても当初予算に計上いたしまして、地元の消費の拡大と地域経済の活性化を図ってまいりたいというふうに考えております。また中小企業者の運転資金、また整備資金との町の特別融資制度などの活用を促進しながら、経営近代化の経営基盤の強化ということで支援をしていきたいというふうに考えております。しかし人口減少などによる購買力の低下は明らかであるため、平取町の人口減少ということでも、ゆるやかなものにしたいというふうに考えてございまして、現在鶴川・沙流川 WAKUWAKU 協議会の事業を通じまして、交流人口の拡大を図り、また、観光消費を増やすための施策事業を展開しているところでございます。先ほど申されました平成 29 年から実施してまます空き店舗の対策事業という店舗事業もその一つではございますけれども、現在のところ、お話としてはありましたけれども、申し込みというのは現在ありません。それで再度周知のためにまたまちだよりに掲載する予定ではございます。本町市街地の商店街につきましても、高齢化が進んでございまして、後継者のいないというところにつきましても事業継続も非常に困難というふうな中かたちで考えておりますので、この現状の危機感を持ちながら、商工会と連携しながら、共通認識を持って考えていきたいというふうには考えております。以上です。

議長

四戸議員。

10 番  
四戸議員

せっかくですね、店舗活用事業補助金を町が 50 万でしたか、支援しようとしてるんですけども、全然それが活用されていない。やはり何に要因があるのか、やはり、私は今店直すといいますが、50 万ぐらいで店は直らないと思うんですよね。その 10 倍、直すとなると 10 倍以上出さなかったら、ある程度の店ではできないんじゃないかなと。やはりその辺の補助金の支援のあり方にちょっと問題があるのかなというふうに考えてるんですけども、その辺を含めてですね、やっぱり最近ニュース等で商店もなくなって、買い物もするのに大変だっている町があちこちに出てきております。やはりうちの町だってそういうことは考えられないことはないと思います。そういう中でですね、やはりそういう商店、残る商店をやっぱり町としても支援しながらやはり商工会等とそういうプロジェクトを組みながら今後の対策を十分練っていかないと、このままではどうにもならないというふうに考えておりますけれども、その辺についてはどのようなお考えでしょうか。伺いたいと思います。

議長

観光商工課長。

観光商工  
課長

今回はじめました空き店舗の改修事業ということでございますけども、一応要綱をつくりまして、産業厚生常任委員会の方にも意見を聞きながら始めたところではございました。どういうふうなかたちで進むかは今様子をみながらなんですけども、その前に店舗改修事業につきましては、昨年度から実施した中では、要望額を満たしている中、逆に足りないというようなことも含めまして、また29年度も継続しているようなところでございます。今回の補助50万ということではございまして、確かに金額的にはそれだけではなかなか空き店舗を改修したりする部分では持ち出しも結構多いかなっていう部分ではあるかもしれませんが、現在こういったかたちの中で考えて、またそれがもっと要望額なり必要性が生じてきたなかでまた、要綱の改正なりを通じて検討していきたいなというふうには考えております。また商工会との連携におきましては、昨年度経済産業省より認定を受けまして、小規模事業者に対して経営発展計画により、伴走型の支援というかたちのなかで認定を受けたというふうに聞いておりましたので、さらに商工会と連携を密にして、関わってまいりたいというふうに考えてございまして、来月の14日には、意見交換会を開催する予定で考えております。

議長

四戸議員。

10番  
四戸議員

今日の質問の最後となりますけども、始まる前に言いましたとおり、町長は執行方針の中で、町民が安心して暮らせるまちづくりを目指すというふうに申しております。そういう中で、この3点は、町の中でもやはり大事なことでございます。この点について、最後に町長はどのような考え方なのか伺いまして私の質問を終わらせていただきたいと思います。

議長

町長。

町長

それでは私のほうから答弁いたしますが、最初に全体的な公共施設の実態と申しますか、考え方等、先に答弁しながら、そのあと市街地の活性化について答弁させていただきたいと思っております。平取町においては過去に建設されました教育施設、福祉施設、それから公営住宅、道路橋梁などの公共施設がこれから大量に更新時期を迎えるところでございます。そういった中で、町の財政は厳しい状況が続き、また人口減少、少子化等によりまして今後の公共施設等の利用の需要が変化していくことが見込まれるところでございます。このような状況の中で、町としては公共施設等の全体把握をしながら、長期展望視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことによって、財政負担を軽減、平準化することが重要であるというふうに考えてございます。またその適正配

置を実現しながら、時代に即したまちづくりを行っていく必要があるというふうに考えておりますことから、各地区も含めた公共施設等の総合的な考え方を整理をしていきたい。そういう中で、病院の跡地の計画も進めていくことが必要になるのかなというふうに考えているところでございます。また住宅の関係については、課長のほうからお話ししましたので省略いたしますけれども、市街地のまちづくりの関係であります。四戸議員から質問のあったように、人口が減少して少子高齢化がさまざまな課題を抱えてございます。特に本町の市街地におきましては空き地、空き店舗などが目立ってきてございます。このような状況のなかで、本町市街地をどうするかという、やはり大きな課題に直面をしております。そのようななかで、やはり行政主導というよりは、商店の皆さんの考え方を十分尊重しながら、主体的に考えることが重要でありまして、それを行政が受けとめながら、応援できるかということを考えていかなければならないというふうに考えておりますし、特に商店街には、土地の所有者や商業者、民間企業など多くの関係者が関わりますので、地域の協力なしでは何事もできないものと考えておりますので、それらの問題意識を共有しながらかみあわせて取り組む必要があるというふうに考えてございます。また商店街も含めて、市街地については高齢者も含めた多くの人たちが本当に安全で安心して暮らしやすいまちにしていかなければならないというふうに考えてございますので、町民の皆さんが役場に来たついでに、買い物をしたり、銀行あるいは郵便局によれるような生活拠点つくるなど、さまざまな機能が集積した、アクセスしやすいまちづくりを進めることが正しい、望ましいというふうに考えてございます。そういった意味で、先ほど、観光商工課長からお話ありましたように、7月に商工会の皆さんと色々な話を膝を交えて話す機会もできますので、そういったなかで、じっくりお話を聞きながら、方向性も定めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長

四戸議員の質問は終了いたします。次に、7番中川議員を指名します。中川議員。

7番  
中川議員

はい、中川でございます。本日は新規就農者事業、それから農業研修生住宅についてお聞きしたいと思います。まずは事業についてでございますけれども、新規就農者は以前にもお話しさせていただいておりますけれども、今年で就農者が21軒、そして、今研修中の方々が4軒と、これからの平取町の農業発展や土地の有効活用など、これからの農業の希望の人材となってくれること、また将来に向けて輝いてくることを楽しみにしております。そこで、平成14年からいろいろな事業を活用して、新規参入者を育ててきておりますけれども、改めて事業内容を確認していますと、ほかの地域でも新規参入者事業が活発になってきていること、また補助事業の競争率が高くなってきていることから、少しずつ、事業の受け入れが難しくなっていることに気づかされました。就農計画一

覧を見ていますと、皆様のお手元にある資料を参考に見てもらいたいと思いませんけども、まず、初年度、農家研修にはじまり、ここでは、農家側から労賃をもらい、農家側は町より助成をもらっております。2年目には紫雲古津地区と振内地区にある実践農場で研修を行います。ここでは5月から12月まで1人20万円の給料を実践農場会計より支給されておりますが売り上げは研修期間中なので、実践農場会計のほうへ振り込まれております。ちなみにその年の5月までの経費は自分持ちでございます。この間にいろいろな講習や研修をすることによりまして、青年等就農計画の認定申請ができます。そして3年目の就農に向かう前に、いろいろな用意をすることがあります。まずは、土地の確保でございます。振内、紫雲古津地区ともども、条件の良さそうな土地を探すのに苦労されているようでございます。振内地区では池売からシュッタのほうへ移行するほうです。紫雲古津地区では去場、荷菜に土地を探し求めているようです。これも、その地区の担当者が苦労されているようです。それから、ハウス資材の確保ですけども、この事業にのりますと、道より地域づくり総合交付金として、事業の3分の1の補助を受けておられます。次に機械の導入になりますけども、ここも同じく事業を受けられたら3分の1が道から補助をもらっております。そしてこれらに対してハウスの備品に補助を受けられないものに対して町より500万円の助成を受けております。そこで問題なのがハウス施設事業や機械の取得事業ですけども、それらに対しては、なぜこの事業が必要なのかという、ポイント制で条件内容が高くなればこの事業から外されてしまう制度でございます。この制度を利用しているものは平取町以外でも募集している地域が多く、補助の競争率も高くなってきていることから事業にのれない計画も出てきております。今私が説明したことに間違いがなければ、町として新たな考えはあるのか、お聞きしたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

はい、中川議員のご質問にお答えをしたいと思います。今、新規就農者が就農に当たって使っている補助事業については、今お話のありましたとおり、ハウスのリース事業、地域づくり総合交付金を利用し、ハウスを立てている現状であります。このリース事業につきましては農協がハウスや設備を整備をし、リース形式で新規就農者が使用することで、就農時の負担軽減を図るという事業であります。ハウスの減価償却期間が8年というふうになっておりますので、8年を基本にその事業費により、10年程度をリース期間とし、期間満了で新規就農者の資産となるというようなかたちになっているものであります。おっしゃるとおり、地域づくり総合交付金の枠がありまして、日高管内の中の争奪戦というようなかたちになろうかなと思いますけども、基本50%の補助が30%から40%という中で推移をしている現状であります。またもう一方機械を入れるために経営体育成支援事業というのについて取り組んでおりますけ

ども、これは、農協から機械を買うときに融資を受け、総事業費の中での3分の1助成、上限が300万というちょっとわかりにくい助成なんですけども、簡単に言うと、事業費の3分の1は助成をしていただけるとい、残りについては金融機関からの融資で賄うというような事業であります。ただこの経営体育成支援事業というのが、議員指摘のとおり最近はやりのKPIのポイント等がありまして、特に平成28年度においては、対象者によって得られるポイントが新規就農者であれば、ポイントが高かったんですけども、28年度からポイントが下がってしまいました。さらに、3年後の目標達成の達成度のKPIのポイントがなかなかとれないという状況のなかで残念ながら28年度は経営体育成支援事業についてはとることができなかったという現状であります。それで昨年度は機械については同じく地域づくり総合交付金を利用し、その中で対応しているところであります。非常に現状としては厳しいなかでありますけれどもそれらの現状に対して町として今後どうしていくかという指摘だと思いますので、まず一つ、今ある現行の補助金に対して、国や北海道に対して当然、枠の拡大ですとか、補助事業の継続については訴えてまいりたいと思いますし、特に新規就農者向けの新しいメニューの開発についても要請をしていきたいというふうに考えております。はやりのKPIポイントではなく、産地を維持する、拡大するのではなく維持していくためのポイントが増えていくというようなものについて要請をしていきたいというふうに考えております。それらを要請するだけじゃなく、じゃあ具体的にどうするんだ、この現状をというところにつきましても、昨年、地域づくり総合交付金の中で機械も入れて申請をしたところ、それが採択になっております。経営体の補助金でありますと3分の1でありますけれども、地域づくりですと基本50というかたちなんですけども、28年度の例で言いますと2戸の農家に対して、5735万の事業費の申請をしました。それで決定額は2360万ということで、充当率が41.2%であります。これに町が補助金として、1千万出して、2件ですから1千万出しておりますので、町の補助金の算入後の充当率というのは、58.6%ということで、5割を超えてるということで、ある意味経営体を使うよりは、良い補助条件になったというふうには考えております。当面の間、右手で国、道に対して要請をし、新規メニューの要望出していくなか、具体的にはそういったような補助金を使いながら対応してまいりたいというふうに考えますが、補助事業が厳しい状況もありますので農業協議会などで新規就農者を継続的に受け入れる政策として、現在の条件をできるだけ維持できるようには検討してまいりたい。つまり今何とか新規就農に当たって得られている補助金の枠については、それを守ったなかで、政策を組んでいきたいというふうに考えております。なかなか町の補助金の1人500万を増やすということは明言はできませんけれども、現在の条件をできるだけ維持できるような制度を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上であります。

議長

中川議員。

7 番  
中川議員

先ほど、地域づくり総合交付金の中で機械導入のほうを検討していったという例もあります。しかし、この9番目のハウス事業なんですけども、これに対してもやはり、いつどうなるかわからない状況だと思っております。そこで、実際、新規就農モデルハウス整備内容を確認してみますと、事業施設は1200坪程度で初期投資金額はおおよそ4千万ぐらいです。補助を活用しても2500万から3千万ぐらいのお金は借金となります。現在、多くの就農者たちは、親子の家族連れでございます。これから学業にもお金がかかる時期なので、結局ハウス施設をまだ増やすという就農者も出てきております。そういう話の中で少しでも事業を活用したいのは誰もが思うことだと思っております。せっかく平取町を選んでもらったのだから、不安を打ち消すような新たな案も考えていかなければならないと思いますが、これから新規就農者会議の話し合いの中でも、このことについては話し合われているのか、そこをお聞きしたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

はい、もう1点昨年度の例をちょっと出させていただきますけれども、昨年度新規就農で入った方が実践農場を卒業し、就農に入る段階でハウスを建設するのに約2700万円、機械を導入するのに700万円、それと土地基盤整備をするのに400万円、約3800万円程度かかっております。このうちハウス建設と機械導入の3400万につきましては、地域づくり交付金のほうで対応させていただいて、1180万円の補助を得ております。土地基盤整備事業の400万につきましてはこれは補助対象外でありますから、個人負担というかたちになります。それらに対して全体の経費に対し、平取町単独で500万円の助成を出しております。差引きをしますと、個人の負担というのが、3400万から補助金の1180万を引き、土地基盤で400万かかり、さらに町から500万助成をいただくということで、2120万の負担金になります。これをJAが行っている、リース農場ということで、2120万を年利2%で農協から融資を受けるというなかたちになります。約10年間で返済をしますので年間の償還額は250万。250万を10年間返済をしていかなければならないというかたちであります。なおかつその他に土地の取得、住宅の取得等々ありますし、それらが、新規就農者、就農にあたっての不安になっており、それを打ち消す施策ということだと思っておりますけれども、昨日も農業協議会の幹事会の中で、これらが議論されました。特効薬として町の助成を増やせという言葉もありましたけれども、地域の中で、土地をどう見つけていくのかですとか、何かできること、就農支援組織等と含めて、協議の場を持ってですね、これからも検討してまいりたいと思っております。町の助成事業につきましては総合

計画の中でうたわれているものでありますから、その中で、今後検討してまいりたいと思いますけども、その前段として、農業協議会の中で農家、農協、そして関係行政団体との中で検討しながら、どういったかたちがいいのか検討してまいりたいと考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長

中川議員。

7 番  
中川議員

今、新規就農者を受け入れるために、相談会で新農業人フェアというかたちで説明会に行っているわけですが、そこでやはり平取町には、トマトのブランド化してますし、補助事業も充実していて、住宅も完備されていますよというような説明でないとなかなか地域間の競争の激しいなかで平取町を選んでくれる人も難しくなってくるのではないかと感じております。せっかくだまわっている事業なので、引き続き、振興局とも相談しながら訴えていくこともあるかと思いますが、町独自の助成も一つの案と考えてはと思いますけども、先ほど課長が答弁されておりました、町はきちんと守っていきたいというふうにおっしゃっていられたので、ぜひそのような計画で、よろしくお願ひしたいと思います。助成のほうはやっぱ町としては今までどおりということでそういう考えでよろしいですか。

議長

町長。

町長

それでは私のほうからお答え申し上げますが、過去を振り返ってみますと、確か平成15、6年の三位一体の改革で交付税だけが大幅に削減されて約10億程度ということで、それでやっつけなければ合併しなさいと、そういうようなこと、そして災害もあった15年、そういったことが本当に三位一体の多くの課題が抱えた中で、これまで10年以上にわたって新規就農をやって、その当時から500万ずつ新規就農の方に助成をしておりましたけれども、そのときにやはり財源が乏しいというようななかで、2か年に分けて、500万は助成しますけども苦肉の策として250万ずつ2か年に分けて助成したという経緯もございます。今のところ、交付税もある程度右肩下がりにはなりますけども、当面はこの500万を維持しながら、また平取の場合は新規就農は大変有利なかたちでやっておりますけれども、他の町も後継者不足というようなことでみんな手を挙げているというようなことでは、交付金も先細りということで、50%でありますけども、実際は30とかそういうかたちになって大変厳しい状況にありますけれども、いずれにしても、これは全道的なかたちのなかで北海道の農業を守るためにも、新規就農向けの新しいメニューの創設なども、これは訴えていきたいというふうに思っております。そういったことで繰り返しになりますけども、当面は何とか維持しながら、基幹産業を守るためにこの程度の補助金等については何とか確保しながら新規就農を導入してまいりたいと

いうふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

中川議員。

7 番  
中川議員

今町長の答弁で守っていただけるという答弁でしたので、安心しました。ぜひ対策をとってもらいたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。続きまして農業研修生住宅について伺ひます。予算委員会的时候にも少しお話しさせていただいたのですが、現在、研修生住宅には新規参入してから4年間住むことができます。一般に4年住むことができれば5年目からは自立して住むことができますと思ひている人も多いと思ひますが、先ほど就農計画の一覧を見てもおわかりかと思ひますが、就農者が一番お金がかかるハウス設備や機械の導入、そして、農地の買取りと、これらに関しては非常に多くの支払いが絡んでおります。もし5年目に自分の住む住宅を考えた場合、町営住宅を利用するか、貸家を探すか、自分のマイホームを建てるかの考えになると思ひます。町営住宅に関しては、なかなか空きもなく、農地から離れるということで、不便性を考へております。多くの就農者たちは貸家を利用するかマイホームを建てるかの選択だと思ひております。そうした場合、住宅ローンを利用すると思ひますが、JAの住宅ローンでは2年目の実践農場研修から数えて3年間の勤続をしなければ、利用できないとのことでした。それでは、お金を借りるときと同時に研修生住宅を出なければならぬので、もう1年研修生住宅に住むことができれば、自分のマイホームの準備も考えられると思ひますが、予算審議の特別委員会的时候には、新規就農者の不安を解消できるよう、住宅新設について総合計画で具体化していきたいと答弁されておりましたけど、これは多分、計画がうまくいけば住宅を建てるよ、そうすることによって、1年延ばして5年にすることができるよ、という意味だと思ひますけども、最近農業資金についても、資材の高騰から自分たちの生活も影響がないとも限りません。なんとかいち早く、計画の中で、すぐにでも具体化してほしいと思ひますが、町としては、いかがお考えなのか、伺ひます。

議長

産業課長。

産業課長

はい、新規就農者の住宅につきましては現在1棟2戸が4棟ございます。紫雲古津区地区に2棟、振内地区に2棟というかたちです。1年目2年目につきましては農業研修生、1年目については農家研修、2年目については実践農場での研修というかたちで使っております。そして3年目4年目につきましては新規就農者として、リース農場を持ちながら、そこに住まわれるということで、4年間の利用が現在可能になっております。4戸ですので4年間使っていくとその次の人が入るためには、必ず、そこを出なければならぬというのが今の現状であり、ご指摘の通りだというふうに考へております。もう1年、余裕を



というかたちでありますけれども、一番簡単なのが、住宅を建てるということが一番簡単なんですけれども、1棟2戸を建てますと、6戸というかたちになりますから、計算上6年間、住宅で住まわれて、それ以後住宅ローンを借りて新築住宅を建てるということが可能になりますけれども、それについて、3月議会のときに、総合計画でというお話をさせてもらったというふうに考えております。単費で建てなければならぬ住宅でありますので、簡単に新しくということとはなかなか言えないわけなんですけれども、3月と同じような答弁でありますけれども、まず、緊急性が高い住宅につきましては、住宅がなく、どうしても困ってるという場合は5年目、6年目については、町が所有する職員住宅など公的な住宅では当然、対応してまいりたいというふうに考えますし、また改めて、新規就農者をサポートしている農協や就農支援組織、いわゆるネオフロンティア、アンビシャスとともに協議をしながら、地域の中で、空き住宅がないのか、そういったことについても、協議をしてまいりたいと思います。それらを得ながら、農業協議会の中でも協議をし、最終的な方向性として、住宅の建築が必要だということであれば、総合計画の中で、検討してまいりたいというふうに考えております。3月の議会の答弁よりは少し前に進んだ答弁だとは思いますが、以上、答弁とさせていただきます。

議長

中川議員。

7番  
中川議員

今言われていましたけれども、一つの考えで、仮に住宅が計画されるまでに町営住宅、また空き屋を利用するという考えなんですけれども、今現在、振内地区はシュッタのほうに農業施設が移るそうなんです。シュッタの横には町営住宅もありますし、去場においても、そこにもし研修生が来ていただければ今、住宅を建てる用意もしています。その一部を使うという考えはないのか、伺っておきます。

議長

産業課長。

産業課長

はい、土地については特に振内については池売の住宅の付近、かなり余裕がありますので、場所については一定程度のめどが立っていると思いますけれども、あとは住宅を建てるときの財源だけが問題でありまして、それについても、今現在いろんな補助制度がありますので、それらを活用していけるめどが立てば、総合計画の中に押し込んで早い時期での実施に向けて頑張りたいと思います。

議長

中川議員。

7番

今農業研修生住宅を利用していない就農者にお話を伺ったんですけれども、現在、

中川議員 その方々は、貸し家を借りております。将来その貸し家を買って新しい家を建てるのかと聞いたところ、そうでもないという答えが返ってまいりました。結局農業経営が安定するまで新築のことは考えられないということだと思います。そうすると今研修生住宅に住んでいる方々は、5年住めるとしても、そのあとのことも考えなければなりません。できれば町としても、そのあとを応援できるようなアドバイスのようなものを考えていただければと思いますけども、例えば、空き家情報、また土地の売買情報、また町営住宅の空き情報なども、そういったものを、情報提供できないのかなということも考えられますが、いかがでしょう。

議長 産業課長。

産業課長 はい、空き家情報等々については、随時、情報を提供してまいりたいと思います。今現在も就農支援組織等々と情報交換をしているつもりでありますけれども、今以上に情報交換をしながら、具体的に対応してまいりたいというふうに考えております。

議長 中川議員。

7番 中川議員 今現在、なかなか研修生住宅には町もすぐに建てるということは難しいことだと思います。しかし何らかの対応を考えていかなければ新規就農者相談会の中でも平取町に来たいと言う人も諦めることもあると思います。この平取町に来てよかったと言ってもらえるよう、十分に新規就農者の不安を解消できるよう、お願いしたいと思いますので、これからもよろしく願いいたします。これで質問を終わります。

議長 よろしいですか。中川議員の質問は終了いたします。休憩します。再開は1時といたします。

(休憩 午前11時53分)  
(再開 午後0時58分)

議長 再開します。5番井澤議員を指名します。

5番 井澤議員 5番井澤です。質問通告の1点目ですが、ふるさと納税の活用方法は進んでいるかということで質問させていただきます。平取町含め自主財源の少ない自治体としてはまちづくりのために大変この有効な制度として、現在、各自治体で活用が進んでいるところでありますけれども、春先にそのふるさと納税に対するそれぞれの町の自治体の返礼品が華美になっているのではないかというこ

とで、寄付額の半分以上を超えてる自治体もあるということで、総務省から、その辺のところについて30%以下にするようにというような、通知が出されたような記事を見ておりましたが、また、自治体によっては返礼をしないという自治体も出ているようなまた報道もありますけれども、そのようなことについて、少なくとも総務省から通知が来たことに対して、平取町としては今、直近の状況はどのようになっていますでしょうか。

議長

観光商工課長。

観光商工  
課長

それでは井澤議員のほうから質問ありました件につきまして私のほうから答弁したいと思います。ふるさと納税の返礼品に関しましては、おっしゃるとおり本年の4月1日に総務省のほうから都道府県知事、日高振興局を通じまして、ふるさと納税に係る返礼品の送付ということで通知がありました。これはふるさと納税制度という税制上の措置とは別に各地方団体が独自の取り組みとして行っている返礼品の送付につきまして、最近においては地方公共団体の競争が過熱していると。また一部の地方団体においては、ふるさと納税の趣旨に反するような、返礼品が送付されているとの指摘を受けまして、返礼品のあり方についての取り扱いを技術的な助言に基づき通知したものであります。その中で、ふるさと納税の趣旨に反する返礼品といたしまして、1番目に、金銭類似性の高いもの、これはプリペイドカード、商品券、電子マネーポイント。2番目に資産性の高いものとして、電気電子機器、家具や貴金属、宝飾品というものが指摘されております。3番目に価格が高額なもの、4番目に寄付額に対する返礼品の割合が高いものということで、明示しておりました。この4番目の返礼割合に関しまして、社会通念に照らしあわせて、良識のある範囲内として少なくとも3割を超える返礼割合の高いものを送付している地方公共団体におきましては速やかに3割以下に抑えることを要請してきたものであります。当町におきましては、新年度からリニューアルいたしまして、今度ポータルサイトのふるさとチョイスというものを利用いたしまして、株式会社JT Bと契約しているところがございます。返礼品の商品につきましては、事前に事業者と町、またJT Bの関係者と事前協議したなか、また説明会でも協議しておりまして、調達品以外の配送費用、またマージン、消費税、PR費用等の経費を除いたなかで、3割以下になるということで、調整して対応しているところがございます。

議長

井澤議員。

5番  
井澤議員

はい、わかりました。それで、返礼品を決めた経緯について、それから返礼品のことについて、行政ばかりじゃなくて、町民の意見も聞くような、そのような何か委員会制度で進めているんでしょうか。その辺についてお伺いいたしま

す。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 特に委員会制度というかたちでは、設けてはいないんですけども、返礼品につきましては今回新しいかたちで事業者と協議して、事業者の申し込みがあったなかで実施しているようなところでございます。

議長 総務課長。

総務課長 今、井澤議員のご質問、委員会制度の点について私のほうからご答弁申し上げたいと思います。ふるさと納税、いただく立場の町といたしましての取り扱いは、ふるさと寄付金であります。このふるさと寄付金は、寄付の目的とその積立額が、各分野別に分かれておりますとともに、近年は町としての行政課題が各分野を担当する部署において専門化、複雑化しておりますことから、補助金、起債など財源をどうするかも含めて、通常、役場の中で行う、理事者及び関係課との協議の中で、公共性、必要性、緊急性などの優先順位が高いものから多角的に検討協議しております。ふるさと寄付金は町の政策を遂行するための予算の財源となり、町の財政運営に密接に関わる事柄でもありますので、活用方法につきましては、内部で協議をし、町長の責任においてこれを議会に提案してまいりたいというふうに考えております。従いまして、町はこのことについて検討委員会をつくることは考えておりません。以上の点につきましてご理解くださいますようお願いいたします。

議長 井澤議員。

5番 井澤議員 先ほど観光商工課長の返礼品の選考についても特段、委員会はつくっていないし、つくる考えもないということ。今総務課長からその使用方法についても理事者等の判断において行うということで進めていこうと、使った実績はないと思いますが、ですけれども、いろんな面で、町民の意見を委員会制度でいろんな各課事業について行っていくなかでいくとやっぱり町民から良い意見を出してもらえるチャンスがあるのではないかと思いますので、まだ使っていない状況であれば今後検討してですね、使用する場合のどのようなことに、町の本来の財政以外のところで使うときに、町民の意見を聞くということが大切ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えをいたします。先ほど申し上げましたが、ふるさと寄付金の管理、運用

につきましては、平取町ふるさと寄付条例というものがあまして、この条例に基づき、寄付者の意思に従って、その使い道を区分した上で、ふるさと応援基金により管理運用をされるとされており、町長は、必要があると認めるときは、必要な財源に充てることができると定められております。市町村財政が依然として厳しい状況が続くなか、少子高齢化に対する対応など、町の将来に対する不安に少しでも備えるため、従来から町は町の政策課題を遂行するための歳出の財源を対象となる国や道などの補助金や交付金、元利償還金の中で交付税措置される割合が高い過疎債など、いわゆる良質の起債に求めることにより基金や一般財源をできるだけ使わない財政運営に努めてまいりました。財政を担当するものといたしましては、今後とも将来の財政負担に備える、こうした取り組みを継続してまいりたいと考えておりますが、議員ご質問のふるさと寄付金につきましては、全国の多くの方々からいただいた、平取町を応援するための貴重な財源でありますので、行政課題を実現するために町長が必要と認める場合には、条例の規定に基づいて、支出予算の財源に充当し、議会の承認を得てこれを多くの町民の皆様のために活用させていただきたいというふうに考えてございます。以上の点につきましてご理解をいただきますようによろしく願いいたします。

議長

井澤議員。

5番  
井澤議員

それでは、調べたところによりますと、2015年の納税額が6600万なにがしということだったと思いますけれども、返礼品を差し引いた分が寄付金として積み立てられているんだと思いますが、2016年度はその金額、そして現在それら2016も含めて、今積み立てられてるっていうか、金額についてどれぐらいになってますでしょうか教えてください。

議長

総務課長。

総務課長

平成28年度末、29年3月31日現在で申し上げますと、平取町ふるさと応援寄付金の基金積立額は合計で6487万2563円であります。以上です。

議長

井澤議員。

5番  
井澤議員

さっきは西暦で言いましたけど、27年度で2102件、6600万なにがしっていうことでしたけども、28年度の件数と、金額について教えていただきたいと思いますが。

議長

総務課長。

総務課長 28年度であります、件数については申し訳ありません、ちょっとここに用意しておりませんが、金額は28年度の単年度では729万9418円というふうになってございます。

議長 井澤議員。

5番 井澤議員 そうすると、27年度より28年度は相当数下がったような状況ですので、遡った年度では100万にいかないような金額が続いていたような状況だったんじゃないかと思えますけれども、今、総額の積立金が6400万という金額があって、私どもの今年の29年度の予算でいきますと、60億円、補正予算が入りましたから60億を超していますが、その中でも今積み立てられているというか残った金額が6400万あるということは大変貴重なおかげで納税していただいた方々に感謝すべきことだと思いますけれども、他の自治体のインターネット等のこのことに関する報告されていることを見ますと、具体的にこのような事業に使いましたということが、報告されている自治体がありますけれども、道内でもそういうことがあるわけですが、この一度寄付をしていただいた方も、さらに寄付をしていただくということを考えれば、ただためにおくばかりではなくて、こう具体的に使いましたと。こういうような効果がありましたということを寄付者にお知らせすることが何より大切じゃないかと思うんですけども、それはインターネット上でもいいですし、個人名が、寄付した方がわかっていますから、文書等での報告等も可能かと思えますけれども、その辺のところ、今使っていない状況ですけども、やはりほかの自治体のところの使った状況を見ると、大変、具体的に良い成果をあげている事業を行っているというふうに見える面もありますけれども、その辺のことについて、今後、早急にですね、事業を執行していくことによってさらなる、寄付金が送っていただけるんじゃないかと思えますが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。現状ではふるさと寄付金の使い道に関しては、ふるさと寄付条例に掲げる五つの項目とその他の項目、あわせて六つの区分を示させていただいております。教育・文化の推進、保健・医療・介護・福祉の向上、生活環境の向上、産業の振興、町民活動・行政活動の充実、そしてその他目的達成のために町長が必要と認める事業であります、具体的活用事例についての井澤議員のご提案は、ふるさと寄付金を今後ともさらに多く募る意味でも有効であると考えますので、使い方の具体的に活用方法が決まった段階で、町のホームページ等において広く周知してまいりたいと考えております。

議長 井澤議員。

5 番  
井澤議員

今総務課長から寄付していただけるようということで6区分に分けて、どの分野にご寄付いただきますかということで、指定された区分の方もいらっしゃるし、その他ということで、区分なしのところへくださってる方もいるんだと思いますけれども、そういう中で産業振興っていう分野のところではいきますと、今、町においていろんな面で、財政が厳しいというなかで産業振興で、取り組めないことがいろいろあって、工夫はしているし、いろんな助成金がないだろうかということで特に行政はそのことに大いに努力していると思いますけれども、例えばなんですけれども、3月の私一般質問で、軽種馬の馬鼻肺炎ウイルスによる流産に対して、浦河町が10万円の見舞金を出しているというようなことがあることを質問いたしまして、それに対して、産業課長からの報告としては、浦河町は、特殊な寄付による財源があって執行してるんで、町本予算から出していないということの説明がありましたけれども、財源がないという回答ではありましたけれども、この産業振興という意味では、国や道からの助成補助がありません。軽種馬産業、軽種馬牧場へですね、このふるさと納税を平取町の産業振興という意味で使うことができるようにならないかということをおもってございまして、例えばその鼻肺炎ウイルスのワクチンが3回目までは補助がありますけれども、4回目以降はないとか、流産の見舞金のとことか、それから、畜産業全般に関しては、畜産クラスター制度等がありまして、3年ぐらい前から2分の1助成に増額された。それまでは3分の1だったけれども、2分の1助成に増額されたようなことがありますけれども、軽種馬牧場については助成が全く受けられないというようなことがありますので、そういう意味での助成を含めて、軽種馬産業が平取にとって、牧場数は21戸というふうに聞いておりますけれども、大事な産業であると思いますので、ふるさと寄付金の利用法、寄付の項目になる産業振興という意味では、財源のない、国、道の補助等のなかなか受けられないものについてふるさと寄付金からの産業振興の利用ということは、考えられないものなんでしょうか。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。ご質問の内容であります。軽種馬牧場等への助成等の問題に関しましては、今議員おっしゃったように本年3月の定例会における一般質問に対して産業課長が答弁をさせていただいている経緯がございますので、この件につきまして、ここで私から答弁することは差し控えさせていただきます。

議長

副町長。

副町長

ご質問にありました産業振興という意味での具体的な馬鼻肺炎ですか、ワクチ

ン投与というような補助ですけれども、このふるさと寄付金の使い道等については今、6千万というところでございまして、ただその内3千万円については、ぜひ医療での関係の整備に利用してほしいというようなご本人の意向等もありますので、実質半分ぐらいの3千何百万というような残高というようなこともありまして、さらにこの基金を取り崩すときには、いろんな検討が必要かなど。それから額もございますので、3千万で取り崩すべきがいいのか、それからもうちょっと規模を拡大と言いますか、大きくなるの待つて、まとまった事業に使うのがいいのかとか、その辺もぜひ検討させていただきたいと思っております。今時点で、こういったものにと、非常に大きな区分で寄付者から寄付はいただいておりますけれども、現時点でこういったものというようなことが、なかなか想定できないというところもありますので、ご質問にあった産業振興という意味でのこのワクチン接種等も含めていろいろ検討させていただければというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長

井澤議員。

5番  
井澤議員

この、ふるさと納税に関しまして、2015年ですけれども、統計でいきますと、一番納税額の多かったのは北海道で150億円ということで自治体別では、上士幌町それから根室市が約15億円ぐらいということがあって、あとは山形県、長野県、宮城県、佐賀県と続いて佐賀県で96億円ぐらいなんですけれども、2016年度、平成28年度の情報がそろそろ出てくるかも知れませんが、その中で平取町としては27年度よりかなり少ない金額での寄付であったということがあるわけですが、そういう意味でも、この寄付していただければ、いろんな事業として、活用できる納税制度についてももっともっと、要するに私としては先ほど言いましたけど、使用実績をあげなければ、返礼品目的だけで皆さんが寄付していただいているわけではなくて、やっぱり町として寄付していただいたものをより良く活用していただくとやっぱり実施することが何より大事で、それを公表していく。そこのなかで、この平取の町と全国の方々との信頼関係の中で、私どもにとってありがたい、一定額の寄付が続くことがこのふるさと納税を何というか、生かしていく方法じゃないかと思うんですが、その辺については総合的に考えていかがでしょうか。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。議員おっしゃったように、支出の内容を周知するということが、重要であろうかとは思いますが、残念ながら現状では、ふるさと納税をする人にとって、その返礼品の内容を注視して有利なところに出してというのが現状であります。そのことで、総務省から先般、華美にならないよう3割以下に下さいという先ほど議員おっしゃった通達が出ているわけで



あります。いずれにいたしましても、今副町長言われたように、今集めてる状態、ある程度の金額が積み立てられた段階で、町として、何にどういう行政課題に町民のために使っていくかということ、これから考えていきたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長

井澤議員。

5 番  
井澤議員

そういうなかで平成27年度から6600万ぐらいあったのが28年度は700万までと非常に大幅に減っているという状況がありますので、私は何よりも、やっぱり寄付している方に対しての実績報告がないのがひょっとしたら原因かもしれないなと思っているところでありますので今後とも金額が大きな金額で使うというのが一番良いように思いますけども、それでも6400万っていう大変貴重な金額について、なかなか割り振れない予算書という中で使っていて、それを寄付者にご報告するという中で、その信頼関係が生まれて、新たな寄付が生まれるのではないかというふうなことを考えるのが一番妥当な線ではないだろうかと思っておりますので、今後とも、そのことについて、鋭意、理事者はじめ取り組んでいただきたいと思っております。

議長

そのこと答弁につきましては先ほどの副町長の答弁でよろしいですね。よろしいですね。では先に進んでください。井澤議員。

5 番  
井澤議員

続けます。2番目の質問ですけれども、北海道大学に保管されてます、研究用として保管されてきて、今も保管されている一部返還が始まっておりますけれども、平取町のアイヌ遺骨、17遺骨があるわけですけれども、この返還へ平取町としての取り組みはどう進んでいるかっていうことについて、お伺いしたいと思います。それで、まず17遺骨のうち2遺骨については、平取町役場から、それから平取町立病院から、要するに北大に寄託されたというようなことが、北大の開示している情報の中にありますが、全体としては17遺骨のうち9遺骨はですね、身元が判明しているという方、北大が公表をしています。アイヌ遺骨については、元町民でありますことから、身元についてですね、平取町として北大にどこのどなたなのか、町内ですね、どなたなのかっていうことを情報公開を自治体として求めるべきではないかと。その求めた結果について、アイヌの団体である平取町アイヌ協会と相談しながらあるいは情報公開しながら、北大からの、17遺骨の返還について進めていくことが必要があるのではないかと思いますけども、3件の裁判によって札幌地裁で和解されて、去年行われました浦河町杵臼の遺骨、そして十勝の浦幌町の遺骨、そして紋別市の遺骨ということで、具体的に裁判として裁判所としては、申請したアイヌ団体に返しなさいということでそれが実現しています。そういうようなことを含めてですね、この元町民で身元わかっている北大の遺骨についてですね、自

治体としてどなたなのかっていうことを、情報公開を求めることは必要なのではないかと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

はい。それでは井澤議員のご質問にお答えをしたいと思います。町としましては昨年の12月に、北海道大学へ平取町から持ち出された特定、非特定の遺骨に関する情報公開を求めておりまして、翌、今年の1月になりまして、北大からは情報公開ということで、遺骨に関する情報が届いております。今言われたように、個人が特定できる遺骨の情報というのは、特にはまだ求めておりませんので、今後これについて町として、北大のほうに情報の公開を求めていきたいというように考えています。

議長

井澤議員。

5番  
井澤議員

私も身元の判明が大切かなと思いましたが、北大に対して、平取町として昨年12月に質問状出してその回答も得ているということですので、ぜひその身元が特定されて、早く、可能であれば、ご遺族のもとに戻れるようなことが一番かなと思いますけども、ご遺族が不明である場合は、平取町、発掘されたっていか掘り出されたお墓はわかっているわけですので、その場所等について、ふるさとへ戻っていただきたいということが何よりの願いでありますけれども、次に、平取町アイヌ協会では4月の年度総会以降ですね、遺骨の返還を求めて平取のアイヌ遺骨の返還ですね、求めて北大に質問状を出してはありますが、回答が来ましたが十分な回答がされていないということで聞いてはありますが、それについて、平取町アイヌ協会と町との対応はどのように進んでいますでしょうか。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

はい、お答えしたいと思います。アイヌ協会については4月に開催されました総会において、遺骨の返還を求める北大への質問状について、会員に示してはありますが、特に現段階では協会から町に対して特に要請等はありません。現在また北海道大学とアイヌ協会が質問状について協議を行っていることから、町としては、見守っていききたいというふうに考えています。しかし、今回の一般質問もそうですけども、町議会等でも言われていますので、例えば町長、議長そしてアイヌ協会の三役などで一度そういう、意見交換の場を設けていきたいと思っておりますのでこれから調整をしていきたいと思っております。

議長

井澤議員。

5 番  
井澤議員

今お答えで大変前向きなご返事をいただきましてありがとうございます。このアイヌ遺骨のことにしましては先年からですね、二風谷の山道康子さんが北大に対して、上貫気別、今旭ですけれども、上貫気別墓地で先祖供養してきたことがあって北大に対してそのどなたの遺骨なのかっていうのこのことについて、文書で求めて5度ほどのやりとりをしているというなことがご本人に確認して、進んでいますけれども、また今年の3月には実は私もその代表に入ってますけれども、平取アイヌ遺骨を考える会の学習会等を開いて、関係する4人の講師に来ていただいて、平取のアイヌ遺骨も含めて、アイヌ遺骨が大学、研究機関等に、特に北大にはもう一番多い数で1600とかいう、トータルで1600、1000を超す遺骨がある。そのことはどういうことだったのかっていうことを学習会を開いたりしましたし、また、それらのアイヌ遺骨で既に3つの裁判の前に遺骨は遺族がわかる方について返還されてたという事例も旭川であるようなことを含めてですね、藤島保志さんという方が聞こえない声という映画を作成しまして、今、各地で映画が上映されてるということがありまして、アイヌ遺骨が研究機関でどのように取り扱われてきた、科学としての学問としての取り扱いだったか等について、いろんな面で明らかになってきましたけれども、アイヌ遺骨が今十勝の浦幌についても、8月22日に返還埋葬式を行うという連絡が受け取ってますけれども、平取アイヌ協会、また平取町としていろいろ協議した上で、遺骨が返還、ふるさとに帰ることが実現した時にですね埋葬する墓所だとか、慰霊施設だとか、そのようなことについては、どのような、お考えを今時点で可能性があるかお知らせいただければと思います。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

はい、今アイヌ協会と北大でやりとりをしているということで、これがどれだけの時間を費やすかということは定かではありませんけれども、今、浦河町であれば墓所ですとか、慰霊施設等について検討されてるということなんですけれども、平取町として、もしそのような具体的な話になった時には例えば土地の関係ですとか含めてアイヌ協会と協議をして進めていきたいというふうに考えていきたいと思っておりますので、できるだけ、当然のことながら協力はしていくというかたちにしていきたいと思っております。

議長

井澤議員。

5 番  
井澤議員

私としては平取町は議会にアイヌ特別委員会がありますし、行政としてアイヌ課を持っていると。そしてアイヌの施策に関して、アイヌ協議会、アイヌ施策など最高決議機関であるアイヌ協議会も持っているということで、他の自治体に稀なる行政、議会が進められているのではないかというふうに大変評価はして

おりますけども、それに先立ちまして、上貫気別の旧アイヌ墓地について、元の町長である宮田町長が強制移住からの慰霊する意味で慰霊碑が建てられた。それについては当時の盛議員が非常にご活躍だったというのも聞いてますけども、町として具体的にその慰霊の碑をつくったというなことがありますので、平取町がそのような、これからですね、返還されたときに十分に対応できる自治体であるのではないかと思っておりますけれども、上貫気別の今、宮田町長時代にできた碑のことについて、私はちょっと詳しいことわからないんですが、状況がわかりましたら教えていただきたいのですが。

議長 その状況というのは経過ということですか。

5 番  
井澤議員 費用とか。

議長 アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 昨年、協会のほうでシンヌラップを行いましたけども、今年はずっと町が建て、町有地ということもありまして、あその場所については数十万ほどかけてそういうシンヌラップをやりやすい環境をつくるということで、今年協会としては昨年と同じように8月の下旬にシンヌラップを予定しているということです。それまでの間に整備をしながら、またあるいはその周辺というのは民間の方もいますので、町の土地がちょうどはさまっているというような状況ですので、そこは隣地の方とお話をしながら整備を進めていくということと、シンヌラップにつきましては、財団の助成、協会が助成をもらいながら今年度は運営をするということになっていくと、その辺の状況しか今のところは把握していません。

議長 井澤議員。

5 番  
井澤議員 平成2年にたしかその宮田町長時代にその慰霊碑が建てられてと思いますけども、今では古いことですが、建てられた事実とそれは大変価値のあることだったのでないかと思っております。それは、アイヌ遺骨のことではなくて強制移住という歴史的なことに対して平取町として、慰霊するという事で、大変良い行政が行われたのではないかと思っておりますし、今課長から報告ありました、昨年アイヌ協会として先祖供養、シンヌラップを初めてやったわけですが、その状況のなかから担当課として、平成29年度でシンヌラップやる会場がちょっと傾斜地でしたので、そこを平らにして炉を組んでやるというようなことについて、30万ぐらいでしたか、予算をつけていただいたと思いますけども、そういう意味で平取町のアイヌ施策に対する、予算、行政に

についてはかなり、熱心にまた良い行政が行われているんでないかというふうには評価しております。話は変わりました、アイヌ遺骨に関して、もう一つ平取の遺骨については札幌医大に10遺骨があるということですが、これは発掘等による文化財保護法による取り扱いとなつてまして、文化財保護等についての、地元教育委員会でできないことについて、札幌医大に依頼してきたということですが、先段、浦河へのアイヌ遺骨を返還を実現したコタンの会とか、それから北大開示文書研究会の方々等が札幌医大へ訪問したときに、平取のアイヌ遺骨も含めて、文化財としての法律上のことで、適切にやってくるし、先祖供養もやってくるということ、それでその時にお預かりしてるかたちなので、平取町教育委員会へいつでも返還できるっていうのを表明があった、回答があったということですが、その辺のことについては、何か情報を得ているでしょうか。

議長 アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長 はい、札幌医大とそのようなことがあったという、あったことはわかりますがその内容についてはまではこちらのほうには届いてません。以上です。

議長 井澤議員。

5番 井澤議員 このことについては札幌医大のことについては、教育委員会、文化財課のほうの担当になるんだと思いますけども、今後、札幌医大に今後何を委嘱していくのかあるいは、返還ということについて、どのようなことで返還が可能なのか、その辺のことについて取り組んでいただきたいと思いますが、文化財課のほうではいかがでしょうか。

議長 文化財課長。

文化財課長 井澤議員のご質問ですけども、先ほどお話しあったとおり医科大学のほうには発掘調査で発見されたアイヌ遺体は10体、お預けしてます。文化財保護法上、発掘調査する場合は最初からお墓目的で掘ってるわけではありませんので、偶発的に出たものも含めて、土器、石器も含めて、発掘調査終わった段階で、遺失物法に基づいてまず警察に届けをします。警察のほうで普通の拾い物と同じように文化財の判断は半年後に、落とし主がいなかったということで、文化財認定を北海道教育委員会に求めます。昔権限移譲される前は発掘出土品は全て国庫になりますので、国の財産ということになってましたが、権限移譲になってからは、発掘出土品、あるいは遺骨も含めてになりますけども、北海道教育委員会が文化財として認定することになります。ですので今は発掘終わった半年

後においては、北海道の財産というふうになるんですが、北海道教育委員会、北海道はそれらの文化財を保管する場所をお持ちじゃないので国の、あるいは道の重要文化財になれば別ですけども、そうでないものについては市町村の財産にしてくださいというかたちをとりますので、私どもの町のほうから譲与申請書を出して、最終的には市町村の財産ということになります。文化財にするかどうかという権限は、政令市と北海道しか持ってませんので、私どものほうではその権限を持っていないので文化財という認定は道教委がするという現状のなかで、遺骨が発見された場合は墓地法、あるいは殺人事件、全部含めてそれらの対象でないということを証明しながら、私たちは発掘調査をした後に、町としてはその遺骨を適切に保管する場所がないので、医科大学のほうにお預けして、もし親族が見つければ、平取町に戻しますよという状態でのお預けをしている状況です。ただ先ほどおっしゃったようにそれ以降のことについては、私どものほうも医大から何ら答えは聞いておりませんので、医科大学からの返事もそうですけども、北海道教育委員会あるいは国のほうがその文化財をどう扱うのか、解除するのかわからないのか、それも含めて回答いただかないと、平取町としては財産は持ってても、文化財のままになってしまうということになってます。以上です。

議長

井澤議員。

5 番  
井澤議員

北大アイヌ遺骨 17 遺骨、そして発掘の中で文化財保護法のもとにある札幌医科大学での 10 遺骨について、いずれも、ふるさとはこの平取でありますし、札幌医大については法律に基づいて発掘調査に基づいてるので適切な、法律行為で、そして委託されてるということがありますけども、北大の遺骨についてはご存じのように、盗掘されたものも含めてありますし、また先の委員会で私が質問したときにアイヌ課長がおっしゃってましたけども、平取町からの寄託、そして町立病院からの寄託の 2 遺骨については調べたけれども、わからなかったと。平取町には資料が残ってなかったということも含めてありますので、その辺のところについてもひょっとしたら、北大から、12月の問い合わせに対して1月の回答があったというんですけども、もう少しその辺のことについて、元町民の皆さんをふるさとに帰っていただきたいというそういう観点ですね、行政としていろんなことを北大と取り組んでいただきたいと思いますので、その辺についてよろしく願いをいたします。以上です。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長

はい、北大とのやりとりにつきましては、それぞれ表でできること、それ以外でできることも含めてアイヌ遺骨等の返還室とやりとりをしていきたいというふうに思っています。また国の動きとしまして、アイヌ政策推進会議、それは

その前に作業部会等もありますけども、その中で、時期はいつかわかりませんが地域返還についてももう少しやりやすい方針というのが近々示されると思いますので、そうすると、非常に平取町に返しやすくなっていくという状況になってますので、それらの状況を見ながらまた北大ともやりとりをしていきたいと思っています。

議長

井澤議員の質問は終了いたします。続きまして9番高山議員を指名します。高山議員。

9番  
高山議員

9番高山です。先に通告してあります J-クレジットについて、それぞれご質問をしていきたいなというふうに考えております。今回の質問の内容についてでございますけれども、まず1点はこの制度の内容についての質問と、それから2点目につきましては、平取町内のこの豊富な資源を活用してこの J-クレジットを取る可能性があるのかどうかということが2点目、3点目にはですね、具体的に制度承認に向けて取り組みはどうかということの3本の流れでもって、それぞれこの通告してある内容についてご質問をさせていただければというふうに思っております。まず地球温暖化の関係でございますけれども、皆さんももう既にご承知で私が説明するまでもありませんけれども、地球は太陽から熱を受けていますけれども同時に宇宙にその熱を放出しているというシステムでございます。その時に、大気中にある温室効果ガスというものにつきましては、地面の熱を吸収しながら、再び地面に向かって放射することで、今まではほどよく地面を温めている。これが温室効果ということでございます。ところが現在、そういった意味では世界中の経済活動なりが活発化しながら、化石燃料を燃やして温室効果ガスを大気中に大量に排出しております。このことによって、温室効果が強まり過ぎて、多くの熱が地表面を温め、気温が上昇する。これが地球温暖化ということで言われてございます。私たちのこの地球温暖化につきましては、この小さな町ではございますけれども、それぞれにこの J-クレジットばかりではございませんけれども、個人の中でもいろいろとやることができる。こういった地球温暖化の影響というのは既に何年も前から危惧されていまして、私たちの町にもそろそろ影響が出てくるということで、例えば高温であるだとか、例えば大雨であるだとか、例えば異常気象であるというようなこと、また、予測ではありますけれどもこの温度が3.6度上がるとですね、ブナについては90%が消失するであろうというような、予測も出ているような状況でございます。その中でですね、こういった地球温暖化を抑制する方策の一つとして、この J-クレジットというかたちでですね、今また、再度注目を浴びているような、格好になっています。そういったなかでですね、過去には国内クレジットだとか、オフセット・クレジットこれ J-VERと言いますけれども、これらを発展的に統合した制度ということで、現在 J-クレジットという制度がございまして、まず1点目につきましては、簡単で結

構でございますので、このJ-クレジット制度とはどんなものなのかをまず、ご質問させていただきたいというふうに思っています。

議長

産業課長。

産業課長

はい、高山議員のご質問にお答えをいたします。あらあらについては議員の説明でもうわかったかなと思うんですけども、地球温暖化というのは1980年代からうたわれておりました、私たちの記憶で言いますと、一番記憶に残っているのは1992年のリオデジャネイロで開催された地球サミット、そしてCOP3、1997年に京都で開催されたCOP3における、いわゆる京都議定書、直近では2015年に今話題になっておりますCOP21で協定を結ばれましたパリ協定、トランプさんが離脱をすると言っている、これらのことが世界の中で、温暖化防止に向けて動いてるとというのが現状だと思います。そのなかで日本のこのJ-クレジット制度というのは、議員おっしゃるとおり、省エネルギーの機器の導入や森林経営などの取り組みによりCO2などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度であります。2008年にスタートいたしました経済産業省の国内クレジット、それと環境省のオフセット・クレジット、いわゆる先ほど言いましたJ-VERというものでありますけども、これらが2013年に発展的に統合したかたちで、J-クレジットという制度が国により運営をされております。この運営母体、制度管理者というのは経済産業省、環境省、農林水産省の3省で運営をしているところであります。この制度により創出されましたクレジットにつきましては、低炭素社会実行計画における目標達成やカーボンオフセットなど、さまざまな用途に活用できるというかたちになっております。言葉がちょっと難しく回りくどいかたちになっておりますけども、簡単に言いますと、要はCO2を出すことを抑える方法、それともう一つはCO2を吸収する方法、そういう方法論があります。CO2を出すのを抑える方法論としては、ヒートポンプの導入や省エネルギー住宅の購入、再生エネルギー、太陽光の活用などで、今まで重油を使ってエネルギーを起こしていたのを、太陽光に替える、都市ガスに替えることによって、重油換算で1千トン使ってたのを800トンにする、となると200トンの減少がありますから、単純に言うところ200トンの削減ができたというかたちになります。これが、排出削減量を抑えるやり方でありまして、それともう一方であるのは、私たちがやってる、平取町における町有林の森林経営などによります間伐をすることによって、そのまま放置をしておくよりもCO2、二酸化炭素を吸収する力が山に増えます。丸々荒れている山に木を植えることによって、二酸化炭素を吸収する木が育ちます。そういうことによって、二酸化炭素の吸収量を増やす、これがクレジットとして、国が認めてくれるというようなかたちになります。そのクレジットの売買もしくは寄付なんかが、このJ-クレジット制度の中で動くというシステムというふうに考えておりま



す。以上であります。

議長

高山議員。

9 番  
高山議員

そういった大変丁寧な説明をいただきましたけれども、基本的には、そういう吸収量を例えば出していく J-クレジットと、オフセット・クレジットということで結果的には出せないけれども、基本的にはオフセットというのは埋め合わせということでございますので、企業としてはその埋め合わせを、例えばそのクレジットをやりかえするなかで、資金が出るというようなかたちのなかでという、とらえ方でいいかなというふうに思いますけれども、この J-クレジットの創出者もしくは J-クレジットを購入するそれぞれのメリットというのは、簡単に説明していただければありがたいんですけども。

議長

産業課長。

産業課長

はい、メリットというのはなかなかこれというのはなかなか言いにくいんですけども、一番簡単に言いますと、いわゆる企業の社会的貢献活動、CSRと言われている企業が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくための活動と言われているものであります。例えば、大手の会社が、工場を持っている会社が二酸化炭素を、年間1万トン出していますと。それを抑えるために、自分のとこの企業努力で先ほど言いましたとおり、自家発電、太陽光を持つですとか、重油を使ってるエネルギーを都市ガスに替える等々、エネルギーの交換をすることによって、1万トンを8千トンまで落とすことができました。2千トンを削減することができましたけども、まだ8千トン出しているというような状況。省エネで落とすことでも企業イメージが上がるわけなんですけども、それよりさらに落とすためには、ほかが吸収しているものを買うということになります。なかなかうまくはいきませんが、森林経営をすることによって、毎年2千トンの吸収量がありますというところから、その企業が買うことによって、企業のイメージを上げる、これがゼロになるとカーボン・オフセットでゼロでカーボン・オフセットの経営をしますというようなかたちになるんですけども、そのような、メリットがあるというふうに考えております。以上です。

議長

高山議員。

9 番  
高山議員

今のお話聞きました中ではですね、クレジットの購入者のメリットについては、何ととってもやっぱり環境貢献している企業であるという、そういうPR効果が大きい。例えば創出する側にとってはですね、そういったものの投資費用が売却益で返ってくるというようなそういう流れになるかなというふうに思うん

ですけれども、今課長が説明しました省エネ関係、ボイラーだとかヒートポンプだとか、照明一つ変えることによっても、そういった内容のものでも対応できる。例えば、化石燃料を再生エネルギーに替えることもできる。ここです、例えばうちの町については、先ほど課長が言われたように、適切な森林管理ということのなかで、例えば定期的な、例えば計画的な、森林林業の施業計画に基づいて、間伐をやっている、もしくは植林をやっているというかたちが対応ということになりますけれども、うちの町です、このJ-クレジットを取るために、そういったかたちのなかで、どんな申請を頭にしたら、取れるのか。僕は今課長言われてるように、これだけ大きな森林資源がありますので、そういったかたちのなかです、J-クレジットを取るのであれば、そういう適切な森林管理のなかで物事が取れるのかなという想定はあるんですけども、その辺の考え方はどうでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

実は私が林務担当してたころにこういった J-VER の走りの時代でありましたので、J-VER で町有林の経営を有利にできないかということ算出したときがありますけれども、そのときは今若干違いますので、ご質問の通告を受けて以降当時のお付き合いをしていた会社のほうに町有林での計算をしていただきました。平取の町有林というのは 3800 町歩ぐらいあります。そのうち人工林が 1300 町歩というかたちになります。天然林が 2600 町歩というかたちで、そのなかでうちの町の森林経営というのは今、30 町毎年伐って、30 町植えていくという循環型の経営をしております。これは山をそのまま野ざらしにしておくとも当然荒廃をしていきますから、伐って植えるという作業をやるというのを数年前に確定をし、やってるわけなんですけれども、そのことによって実は J-クレジット、吸収量を算出すると、伐ることによってマイナスになります。植えて間伐をし、除伐をすることによってプラスになるんですけども、30 町の伐ることによって約 1 万トンのマイナスになってしまいます。プラスにはならないということで、それで委託業者のほうといろいろお話をしたんですけども、町有林で持っている、2600 町歩ほどの天然林はこれは町が正確に経営をしますと。天然林を維持していくために、天然林施業を経営しますという考えでそこで吸収できる二酸化炭素をカウントできないかということで計算を改めてしてもらいましたところ、天然林においては、1 万 2 千トンの吸収量を計算できる。これあくまでも現地入ってませんから正確なところではありません。あくまでも予想ですけども、人工林で今 1 万トンマイナスになるのを 1 万 2 千トン天然林で吸収するというので、2 千トンほどのプラスが出るので、プロジェクトを組むと、年間 2 千トンのクレジットが発生することが予想されるという結論になっております。これらを、単純に正式に手続きを踏むわけなんですけれども、どんなかたちで認証を受けていくかとい

うと、いわゆる先ほど言いました制度事務局、環境省、経済産業省、農林水産省で設置をしております J-V E R の制度事務局に対して、計画書を出し、なおかつ、モニタリング報告書を出し、最終的に認証を受けるというかたちになりますけれども、それぞれにおいて、現在はサポート制度というのがあり、制度事務局から直接、サポートを受けてなおかつ審査費用の一部については現在は、全額国のほうから助成を受けれるという制度があります。これは100トン以上の創出量が想定されるというときだけでありますけれども、今のところ2千トン出るという予定でありますから、その部分についてはクリアをするというかたちになります。ただし一部プロット調査を行わなければなりません。何か所か。そのプロット調査は委託業者に任せるということになりますので、それらに対しては100万程度のお金がかかるというかたちになるというふうに聞いております。それらの手続きを踏んで、認証というようなかたちになり、発生したクレジットについて、売買なり寄付なりの作業ができるというかたちになります。以上です。

議長

高山議員。

9 番  
高山議員

今産業課長から天然林で1万2千トン、人工林でマイナス1万トンということで、2千トンぐらいがまあ概算だと思うんですけども、このJ-クレジットでいくと2千トンに相当するものにつきましては、トンいくらでどれぐらいの、もちろん売却をするという前提ですけども、そういったなかではですね、2千トンということはトンどれぐらいでの取引があったとしたら、それはどれだけのお金になるかということのところがわかればちょっと教えていただきたいと思えます。

議長

産業課長。

産業課長

はい、取引の単価でありますけれども、俗にピンからキリまでというかたちなんですけれども、森林経営をしている自治体の中では、この付近では浦河町さんも同じようなことをやっておりますけれども、浦河町さんに確認したところ、昔と変わらずトン当たり1万円という単価でやっているというふうには聞いております。ただ先日制度事務局のほうに取引の実態を確認しましたら、1万円と言っているのは自治体さんのほうはほとんど森林経営をやっているとトン1万円と言っているんですけども、実態取引されてるのは、1千円前後というふうに聞いております。それとホームページ上で入札の公開が行われておりますので、クレジットの販売の入札を見ると、400円から600円ぐらいという現状になっております。近年、昨年あたりは大手電力会社が経団連の指導のもと、カーボン・オフセットをするために、かなりの量のクレジットを買っているわけなんですけれども、その入札価格を見ると、300円から400円ぐらいとい

うふうになっておりますので、私たちが、自治体側が売りたいという金額ではなかなか、そういった市場での販売は厳しいところになっております。あわせて浦河町さんが昨年の取引の実態について教えていただきましたので、それについても報告をいたしますと、昨年浦河町さんは、20トン販売をしております。販売先は北海道環境財団、また、JCB北海道やアルバイト北海道というところへ売っているということで、そんなに簡単に売れる状況じゃないというふうには聞いております。以上です。

議長

高山議員。

9番  
高山議員

昔からトン1万円前後ということですがけれども、実際の取引価格については4、500円ぐらいかなっていう想定で、浦河の実態を聞いてもですね、そういった内容かなっていうところがあるのかなというふうにはですね、考えて、今、聞かせていただきました。ただ前にですね、ちょっと、もし事例としてわかるのであれば答えていただきたいんですけども、ニセコ町がこのJ-クレジットを販売しているということではなくて、経済産業省の北海道の関係の中に、町にですね、それぞれのJ-クレジットを持っている会社が寄付をして云々という内容があったんですけども、これはクレジットを販売しているかどうかということの内容とはちょっと違うような感じするんですけどもし、その辺わかるのであれば、ちょっと教えていただければ大変ありがたいんですけども。

議長

産業課長。

産業課長

はい、ニセコ町のニュースなんですけども、J-クレジットの部分では目新しいニュースでありますので、先日、5月の末だったと思いますけども、ニュースリリースが流れておりました。ニセコ町というのは平成26年3月に国から環境モデル都市というものに選定をされております。全国で23自治体の中の一つに入ったわけなんですけども、それらの状況、なぜこれ選定されたかっていうところから説明しなきゃわかりにくいんですけども、ニセコ町は町自体で年間のCO2の排出量が6万2千トンというふうに出しております。それを2050年までに1990年度対比で86%削減をするという、とんでもない計画を持っております。国の計画では80%の削減なんですけども、それを超える86%の削減をするという、プランニングを国に出した結果、環境モデル都市に選定をされたということです。国を超える政策を打ってるというのが国の目にとまりました。それがさらに北海道の経済産業局の目にとまりまして、そのような先進的な事例の町に対して、何か協力することができないのか、コーディネートすることができないのかということで、このJ-クレジットで企業が売りに出していた40トンのクレジットを経済産業局を通して、企業からニセコ

に寄付をされたということです。寄付した企業は大丸株式会社、鶴雅観光、北電総合設計というふうに聞いております。40トンニセコに寄付することによって、先ほど言いました6万2千トンのうちの40トンをオフセットするのかなと思ってニュースリリースを見たらですね、そうではなく、40トン寄付受けたものの、そのうちの12トンについてはラジオニセコという運営している会社がありますけども、そこで排出される年間の排出量12トンをそこでカーボン・オフセットをし、残り28トンについては現在まだ未定だということです。ニセコのほうに少し電話で確認をさせてもらいましたところ、6万2千トンを86%削減するのは、これはかなり厳しいのではと話をしたら、ニセコの町はエネルギー転換で86%の削減をしたいということで、今現在電力を買っているけれども、町の中にある水力発電を有効に活用することによって、それらのことは可能だというような言い方をしておりました。そのような町の取り組みに対して、経済産業局がコーディネートをし、企業からのクレジットをニセコに売った。ニセコが売ったのではなく、ニセコに寄付をしたというのが、先日のニュースリリースの中身であったと思います。以上です。

議長

高山議員。

9番  
高山議員

ただいまの説明でニセコがなぜというところがよくわかりました。そういった意味ではニセコ町については、全てのことに對してやっぱり積極的に取り組んでいるという、やっぱり、今までのこともそうですし、自治基本条例でも何でもそうなんですけれども、そういう先進的な町であるということを再度認識したところでございます。例えば、どうでしょうか例えば、J-クレジットを算出して、過去2年の伐採だとかいろんなことの計算方法が難しいんですけれども、当町としてはですね、そういったかたちで、なんとかこの制度に乗りながら、これだけ地域資源としての豊富な森林資源がありますし、施業もきちっとしているというかたちのなかでですね、前向きにこのJ-クレジットの制度の認証に向けてですね、具体的にどうかということが一つと、もう一つ、できればこの制度を活用して、もし認証が取れるのであれば、町内でもそういったところのオフセットをしていけるような企業というのは、正直あると思うんですよ。例えば、一例を出すと、例えばびらとり温泉なんかも例えばそういった意味では何か毎年町にですね、200万程度いただいているというようなことは予算の中で聞いておりますけれども、そういうかたちではなくて、例えばうちがJ-クレジットの認証を受けたら、例えば、そのトン数のうちの何トンかでも、例えば買っていただきながら、定期的に持続的にそういうかたちでやっていただける方法というのはないのかな。そうすることによって、創出をしていく平取町の森林資源のJ-クレジットがですね、そういう意味では、売却益でまたちょっと、もしくはそういうJ-クレジットネットワークの中でいろんなことがということがありますし、納入をする、例えば温泉が、アンビックスさ

んが、例えばそういう環境貢献企業としてのPR効果、例えば企業としての差別化を図れるなんていうことも働きかけることも可能かなということも考えておりますし、例えば、先般東京で行われた、北海道びらとり会の中にはですね、結構成功されて大きな会社をやっている方もいらっしゃいますし、そのほかに、町の職員なり、町の理事者なり、例えば議員の中で個人的にそれぞれ知り合いのコネを使いながらですね、平取町でJ-クレジット生まれたものであれば、例えば買っていただけるような、つなぎ方ができないかというようなことを検討した時にですね、このJ-クレジットの取得に向けて、今後そういった私たちのなかでは、検討してみることにについてはどうなのかっていうのを最後にお聞きかせいただければ大変ありがたいかなと思います。

議長

産業課長。

産業課長

はい、あわせてもう1点だけ報告させてもらいたいんですけども、平成23年度に実はJ-VERが終わるころに、北海道がカーボン・オフセットの活用型森づくりというのをやっております、それ平取町のっております。川向の山で間伐をしたことで62トンCO<sub>2</sub>を削減することができて、その分をコープさっぽろに売って、コープさっぽろがお金で買ったのではなく、うちの町の山に木を植えて下刈をするという作業をやっていただきました。その現場は二風谷のファミリーランドの上段にあるところでありますけども、0.62ヘクタールのところに広葉樹を植え付けしていただいて、もう5年以上経過をして木が育ってるような状況であります。そういうこともうちの町としては取り組んできました。それでクレジットの販売なんですけども、森林経営をする上で先ほど言いましたとおり、今の予定でいけば2千トンぐらいのクレジットの販売が可能だということでもありますから、クレジットを認証してもらうことが可能でありますし、手続き的には問題はないと思いますけれども、ただそれにかかわる審査手数料等と委託会社に払う委託料、それと人件費の部分であると思います。当然人も付かなければなりませんので、今の人の体制の中で、新たな事業を起こしていく上で、あと何人かかかるかっていうのは算定しておりませんが、そういったものを除けばですね、クレジットを算出し認証を受けて、販売することは可能かなと思います。費用対効果の効果をどう見るかっていうことで売れる価格等々も考慮しなければなりませんけれども、販売については問題ないと思いますし、ただいまご指摘のあったとおり、びらとり温泉などで発生をする、CO<sub>2</sub>を、それによってオフセットをし、カーボン・オフセットの湯という売り方は確かにあろうかなと思いますし、それは宣伝としては、おそらく全国の中でもカーボン・オフセットの温泉というのではないと思いますので相手側、びらとり温泉にとっては非常に宣伝効果になろうかなと思いますけども、あとはその単価等々の問題があるのかなと思っております。それとあわせてもう一つ活用の方法としては、平成24年、25年の当時の話だったんで

すけども、カーボン・オフセットのトマト売れませんかっていう話が業者から持ちかけられたことがあります。平取さんトマトをたくさんつくっているのもそのトマトに付加価値をつけて売れませんかと。結構その当時、東京のデパートではカーボン・オフセットのトマトが売れていたというふうに聞いております。100円のトマトの横で、カーボン・オフセットのトマトを300円で売れば、結構売れてるんですけど、売れること間違いありませんというふうに言われたときがあります。お金のあつた地域のところではそういうのは可能なかなと思いますけども、トマト生産を活用してのカーボン・オフセットのトマトというの、一つの方法だというふうには、その当時、提案を受けていた経過がありますので、いろいろな取り組み方ができると思います。平取町全体の取り組みの課題として、この環境問題をどう取り組んでいくのか、またそれに森林経営をどう絡めていくのかというのがありますので、引き続き、庁内に設置されておりますまちづくりプロジェクトなどで、検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

議長

高山議員。

9番  
高山議員

今のお話を聞きますとですね、森林ばかりではなくて例えば、今事例あげていただいた、オフセットトマトというようなことだとか、ちょっと付加価値をつけられるような内容ということについては、いろいろ考えられるかなというところがございます。ただこの辺ですね、非常に、例えばコンサルに頼むと100万ぐらいとる。例えばそのあと例えば監視をしていく職員の人件費はどうなんだとかっていろんなことがあるんですけども、ただこれは、このJ-クレジットばかりではなくて、ふだんの我々の生活の中でも、例えば電気はこまめに切る、例えば町でやっていた、ISOのことについてもですね、実際的にはこういう流れの中で対応ができるのかなと思いますので、これは行政に任せればかりではなくてですね、それぞれ町民皆さんがですね、こういった地球温暖化って非常に遠い話のような気がしますがけれども、私たちの上にある大気圏の温室効果ガスがもう強過ぎて、その温かみが抜けていかない。やっぱりこういったことですね、やはり考え方を、こういう小さな町村でありますけれども、私たちもですね、そういった意味ではこの地球温暖化を抑制する一翼を担っているというようなことのそういう趣旨でもってですね、今後前向きにですね、検討していただければというふうに考えておりますので、ぜひそのことをお願いしながらですね、質問終わりにしたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

すいません。もう一言だけ付け加えさせていただきます。今ISOの言葉が出ましたので、うちの町で取り組んでいた、その当時の結果、うちの役場が出し

ている年間の二酸化炭素っていうのは2千トンなんです。役場として2千トン出して、森林経営として2千トン吸収してるということでは、そこで認証するとゼロになってるというかたちになるんですけども、ちょっとシステム的にこのJ-クレジットという制度のちょっとわかりにくいところだと思いますけども、そういうかたちのところもあるということをちょっと付け加えさせていただきたいと思います。以上です。

議長

それでは高山議員の質問を終了いたします。休憩します。再開は、2時30分といたします。

(休憩 午後 2時19分)

(再開 午後 2時30分)

議長

再開します。

日程第6、議案第1号農業委員の選任についてを議題とします。藤澤佳宏議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。それでは提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第1号農業委員会委員の選任についてご説明を申し上げます。平取町農業委員会委員に次の者を選任したいので同意を求めるものでございます。このことにつきましては5月の12日の全員協議会のほうでご説明を申し上げたところでございますけれども、農業委員会等に関する法律が平成28年4月1日で改正されまして、農業委員の選出方法が公職選挙制から、議会の同意を得て町長の任命制へと変更となりましたことから、条例で定める10名について同意を求めるものでございます。同意を求める者は、住所、沙流郡平取町字紫雲古津230番地1、氏名、山田慶一氏、生年月日は昭和42年2月22日、50歳でございます。次に、住所、沙流郡平取町字荷葉8番地4、氏名、垂柳忠氏でございます。生年月日は昭和48年12月14日、43歳であります。次に、住所、沙流郡平取町字荷葉165番地1、氏名、坂本秀司氏であります。生年月日は昭和45年4月26日、47歳であります。次に住所、沙流郡平取町本町6番地6、氏名、水谷忠幸氏であります。生年月日は昭和35年9月23日、56歳であります。次に、住所、沙流郡平取町字荷負74番地11、氏名、藤澤佳宏氏でございます。生年月日は昭和22年12月22日、69歳でございます。次ページをご覧くださいと思います。住所、沙流郡平取町字貫気別248番地25、氏名、宮入司氏であります。生年月日は昭和35年1月1日、57歳であります。次に住所、沙流郡平取町字旭26番地4、氏名、笠山茂樹氏であります。生年月日は昭和41年6月6日、51歳であります。次に、住所、沙流郡平取町字長知内27番地1、氏名、萱野久彦氏であります。生年月日は昭和40年4月20日、52歳です。次に住所、沙流郡平取町振内町26



7番地1、氏名、藤江一博氏であります。生年月日は昭和26年3月9日、66歳でございます。最後に住所、沙流郡平取町振内町48番地4、氏名、奥村好志氏であります。生年月日は昭和26年2月28日、66歳でございます。以上10名でございますけれども、人格識見も高く、適任者でございますので、選任同意につきましてよろしくご審議のほどお願いをいたします。なお、同意を求める者の経歴概要については、次のページ、3ページから6ページに記載のとおりでございますけれども、説明については省略をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本件は10名の選任同意が求められておりますので、採決は1名ずつ行います。

農業委員として山田慶一氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。

次に、垂柳忠氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。

次に、坂本秀司氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。

次に、水谷忠幸氏の選任に同意することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。

次に藤澤佳宏氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。

次に宮入司氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。

次に、笠山茂樹氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。

次に、萱野久彦氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。

次に藤江一博氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。

次に、奥村好志氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第1号農業委員の選任については、山田慶一氏、垂柳忠氏、坂本秀司氏、水谷忠幸氏、藤澤佳宏氏、宮入司氏、笠山茂樹氏、萱野久彦氏、藤江一博氏、奥村好志氏の選任に同意することに決定いたしました。

日程第7、議案第2号固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第2号固定資産評価審査委員の選任についてご説明を申し上げます。平取町固定資産評価審査委員に次の者を選任したいので同意を求めるものでございます。同意を求める者については、住所、沙流郡平取町本町47番地1、氏名、吉田彰氏であります。生年月日は昭和21年9月16日生まれ、70歳でございます。次のページに経歴概要がございますけれども、継続でございますので、説明は省略させていただきたいと思っております。人格識見も高く、適任者でございますので、選任同意についてよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第2号固定資産評価審査委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第8、議案第3号工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道  
課長

議案第3号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。申しわけございませんが工事場所の記載に間違いがありましたので訂正をお願いします。記載では二風谷67番地1外と記載しておりますが、正しくは、二風谷61番地7外でございます。申し訳ありません。この工事につきましては6月9日の日に入札を執行いたしております。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。工事名は二風谷地区再整備工事(公園)でございます。工事場所、沙流郡平取町

字二風谷 6 1 番地 7 外、工事概要につきましては、公園の造成、土工、園路工、駐車場工、修景工（せせらぎ水路・池）各一式でございます。請負金額は 1 億 4 0 4 0 万円。請負契約者は沙流郡平取町本町 9 2 番地 3、株式会社平村建設、代表取締役平村徹郎氏でございます。なお、工期につきましては平成 3 0 年 2 月 2 0 日であります。本工事における入札参加業者につきましては、日新建設株式会社、株式会社小林組、株式会社五十嵐工業、株式会社平村建設の 4 者でございます。落札率につきましては 9 5 . 3 % ございました。以上、ご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って、日程第 8、議案第 3 号工事請負契約の締結については原案のとおり可決しました。

日程第 9、議案第 4 号工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道  
課長

議案第 4 号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。この工事につきましても、6 月 9 日の日に入札を執行いたしております。この件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決を得ようとするものでございます。工事名、川向学校シラウ川線改良舗装工事、工事場所、沙流郡平取町字川向地内。工事概要につきましては、施工延長 4 0 5 メートル、土工、擁壁工、排水工、舗装工各一式でございます。請負金額につきましては 9 7 2 0 万円。請負契約者は沙流郡平取町字荷葉 4 0 番地 6、株式会社小林組、代表取締役小林史明氏でございます。なお、工期につきましては平成 3 0 年 2 月 5 日でございます。本工事における入札参加業者は日新建設株式会社、株式会社小林組、株式会社五十嵐工業、株式会社平村建設の 4 者でございます。落札率につきましては 9 6 . 2 % ございました。以上ご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決

定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第4号工事請負契約の締結については原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第5号平成29年度平取町一般会計補正予算第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第5号平成29年度平取町一般会計補正予算第2号につきましてご説明申し上げますので、議案書の11ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ3041万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ62億2966万5千円にしようとするものであります。第2項におきまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。また、第2条において、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるとするものであります。それでは、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、議案書の18ページ上段をご覧ください。科目は、2款1項1目一般管理費13節委託料、社会保障・税番号制度システム整備委託料488万2千円を追加しようとするものであります。これは、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に関して、現在は、個人番号を含む特定個人情報を平取町役場機関、庁内だけで連携して共有しておりますが、本年10月から、国や他の市町村など庁外との連携が開始されることに伴い、税・社会保障の分野について、国・都道府県・全国の市町村の電算システムを相互に連携させるために、国の基幹システムにつながる全国に2か所ある中間サーバーと呼ばれる大型情報保存装置に対して、当町の情報を接続するためのサーバーと呼ばれる情報保存装置及びその操作端末等のパソコン機器を導入し、接続することに要する経費を予算に追加するものであります。全国の全自治体が本年10月に予定されている相互の情報連携の開始までに整備を完了しなければならないもので、本年度29年度当初予算の編成時には機器の構成等の詳細が決定していなかったことから、本議会定例会において予算補正するものであります。次に、下段をご覧ください。科目は、2款1項9目企画費13節委託料388万8千円、19節負担金、補助及び交付金30万円、9目合計で418万8千円を追加するものであります。13節委託料は、二風谷地区再整備事業屋外照明実施設計委託料で、二風谷地区再整備事業に係る屋外照明の全体のデザインを検討し、施工に必要な詳細設計を行うための委託料を追加するものであります。これは、当初は平成30年度に実施設計と工事施工を共に行う予定でありましたが、全体計画を進めるためのその後の検討の中で、本年度29年度に実施設計を行わなければ、30年度の完成が難しいことが判明したため、29年度前倒しで設計を委託するために本議会定例会において予算補正をするものであります。19節負担金、補助及び交

付金は、本年度、平成29年度から日高管内7町などで組織する優駿日高道！オールひだか魅力発信協議会が発足し、平成30年3月に日高町厚賀地区まで開通が予定されている高規格幹線道路日高自動車道の延伸にあわせて、日高地方の魅力を発信するためのキャンペーンを実施するための費用の一部として、町が実行委員会に対して負担するものです。新聞広告などメディアを活用した情報発信や道央自動車道のパーキングエリアにおける日高管内の観光PR、札幌での物産展の開催等を内容とするもので、実行委員会は、管内各町一律30万円の負担金と北海道地域づくり総合交付金の合計420万円をもって、事業を行うものであります。次に、19ページ上段をご覧ください。科目は、3款1項1目社会福祉総務費13節委託料21万6千円を追加するものであります。国は、障害者支援施設すずらんなど障害福祉の現場で働く職員の待遇を改善するため、平成29年4月から、障害者が利用する障害福祉サービスの加算額を拡充し、職員の賃金改善に充てることとしたことにより、町の障害福祉サービスに関する既存の電算システムを一部改修する必要が生じたことから、このための予算を補正するものであります。続いて、下段、3款1項7目共同作業場費15節工事請負費、金額200万円を追加するものであります。これは、本年度、29年度に二風谷に改築する平取町民芸品共同作業場について、工事の進捗状況に伴う事業内容の一部変更並びに地域住民の要望に応じて、予算の増額を行おうとするものであります。二風谷生活館に隣接する町有地に建設する新しい民芸品共同作業場の建物本体工事が、当初の予定より遅れて、平成29年度末、30年3月末まで、ずれ込む見通しとなり、これにより、新しい共同作業場に付属する駐車場などの外構工事を29年度末までに、同時に完了させることが困難な状況となりましたことから、29年度に実施する予定であった新しい共同作業場の周辺外構工事については、補助申請の都合上、これを30年度に行うことに変更し、29年度は、新しい作業場の建設によって、二風谷生活館の駐車スペースが狭くなるため、現在の作業場の前の敷地に生活館の代替駐車場を整備する工事に加え、そのための支障物の撤去、照明設備の設置、代替駐車場から生活館へ至る連絡通路の整備、排水路の切り替えなど、住民説明会において要望が強かった工事を追加して行うこととし、そのための総工事費1300万円は、29年度当初予算で見込んでいた代替駐車場整備予算300万円と新しい作業場の外構工事を30年度に行うことによって残る800万円を合計した予算1100万円をもってしても、なお不足する費用200万円を今回追加補正するものであります。次に、20ページ上段をご覧ください。科目は、4款1項6目診療所費18節備品購入費、金額1千万円を追加するものであります。これは、平取歯科診療所で現在使用している診療機器、レントゲン装置1台と診療ユニット1台が、導入から、それぞれ34年及び14年が経過し、老朽化により診療に支障を来す状況となったことから、町民の歯科医療環境の向上を目的として、早急に更新するために補正するものであります。つづいて、下段9款4項3目文化財保護費13節委託料、金額400万円を追

加するものであります。これは、町が申請していた国土交通省、観光庁の平成29年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業がこのほど採択されたことから、平成29年度内に実施するもので、この内訳は、訪日外国人に対し、二風谷アイヌ文化博物館の伝承サロンにあるスクリーンに、アイヌ文化を紹介する映像を流し、その中の日本語のナレーションに、英語・韓国語・中国語・台湾語の字幕が流れるようにして利便性を高めるための映像ソフトの開発委託料として300万円、博物館の展示品を紹介する文字パネルについて、携帯アプリと連動させ、それをスマートフォンに通して見ると、多言語で表示がなされるようにするめの業務委託料として100万円となっております。次に、21ページ上段11款1項1目元金23節償還金、利子及び割引料、金額512万9千円を追加するものであります。これは、平成26年度に実施した振内中学校耐震診断調査委託業務の財源に関し、当該事業に要した費用が、遡及して補助金の対象となり、このほど国から交付決定を受けたことから、この補助金に相当する額について、起債借入額から控除し、これを繰り上げ償還するものであります。歳出は、以上です。一方、歳入につきまして、15ページ上段をご覧くださいと思います。科目は、14款2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金、金額378万4千円の減額であります。このうち、障害者総合支援事業費補助金21万6千円は、19ページ上段でご説明いたしました障がい者福祉システム改修委託料の100%財源となる国からの補助金であります。農山漁村振興交付金400万円の減額は、歳出19ページ下段でご説明いたしました平取町民芸品共同作業場整備工事のうち、当初予定していた新しい作業場に付随する駐車場などの外構工事を30年度に施工することにより、平成29年度は交付申請を行わないことから、その交付金収入を予算から減額するものであります。2目差引きで378万4千円の減額となります。つづいて、15ページ、下段、科目14款2項5目2節社会教育費補助金、金額133万3千円を追加するものであります。これは、歳出20ページ下段で説明いたしました訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業委託料400万円の3分の1に相当する国からの補助金であります。次に、16ページ上段、科目は、19款1項1目繰越金1節繰越金、金額は1106万6千円を追加するものであります。これは、今回の補正に関して対象となる補助金・交付金・起債などの特定財源を充てた上で、なお不足する財源を前年度繰越金から求めようとするものであります。つづいて、下段をご覧ください。科目は、21款1項1目総務債1節総務債、金額380万円を追加するものであります。これは、歳出18ページ下段でご説明いたしました二風谷地区再整備事業屋外照明実施設計委託料388万8千円の財源のうち380万円を過疎対策事業債、いわゆる過疎債に求めるもので、元利償還額の約70%が交付税措置されるものであります。次に、17ページ上段、科目21款1項2目民生債1節民生債、金額900万円を追加するものであります。これは、歳出19ページ下段で説明いたしました平取町民芸品共同作業場整備工事の駐車場照明・代替駐車場の支障物撤去工

事などを追加して行うために要する経費として、今回の歳出の増額補正200万円を含めて、総額1300万円の工事予算となりますが、この財源について、当初見込んでおりました起債400万円を差し引いた残り900万円について、追加して過疎対策事業債に求めるもので、元利償還額の約70%が交付税措置されるものであります。つづいて、17ページ下段、科目21款1項10目衛生債1節衛生債、金額900万円を追加するものであります。これは、20ページ上段で説明いたしました平取歯科診療所医療機器備品購入に要する経費1千万円のうち、900万円を過疎対策事業債に求めるもので、元利償還額の約70%が交付税措置されるものであります。次に、13ページ、第2表、地方債補正をご覧ください。第2表、地方債補正は、起債の目的、補正前と後の限度額、補正後の起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものであります。先程16ページ下段から17ページ下段にかけてご説明いたしましたとおり、本補正予算における起債の目的は、一つ目は、二風谷地区再整備事業で、限度額を補正前の2億2080万円から、補正後は2億2460万円とし、二つ目は、民芸品共同作業場整備事業で、限度額を補正前の1億1280万円から、補正後は1億2180万円とし、三つ目は、平取歯科診療所医療機器整備事業で、補正前のゼロから、補正後は、これを900万円にしようとするものであります。次に、22ページの地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書をご覧ください。平成27年度、28年度の起債残高並びに29年度末の残高見込みにつきましては、それぞれ記載のとおりであります。以上、平成29年度平取町一般会計補正予算第2号につきまして、ご説明いたしましたので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。質疑はありませんか。3番櫻井議員。

3番 櫻井議員 はい、3番櫻井です。20ページの歳出、18節の備品購入費についてであります。先ほど、説明は受けたんですが、これちょっと確認したいんですけど振内歯科診療所と平取歯科診療所の管理委託契約というんですか。その辺は同等のものをとというか、だいたい同じような契約が結ばれているのかということをちょっと伺いたいんですが。

議長 町民課長。

町民課長 平取歯科診療所に対しましては、委託料は支払っておりません。振内についても同じです。同じような契約内容となっております。

議長 櫻井議員。

3 番  
櫻井議員      ということは今回このレントゲン機器でしたっけ、それが請求されてこういうかたちで計上されているんですけど、今後振内から同じような請求というか申し入れがあった場合は、それを、このように対処するっていうことで理解でよろしいですか。

議長           副町長。

副町長        今町民課長からも答弁ありましたが、同等な委託内容ということで、かなり時間も経過しているということもございますので、改めてこれを契機に、ちょっと内容の見直しも検討したいと思っています。同様な状況になれば、また、ケースバイケースというようなこともありますけれども、同等の条件で機械整備等については対応したいというふうに思っています。

議長           ほかございますか。それでは、ないようですので質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありますか。

                  (討論なしの声)

                  討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

                  (賛成者挙手)

                  挙手多数です。従って、日程第 10 議案第 5 号平成 29 年度平取町一般会計補正予算第 2 号は原案のとおり可決しました。

                  日程第 11、報告第 1 号繰越明許費繰越計算書(一般会計)の報告についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長      報告第 1 号繰越明許費繰越計算書一般会計分についてご報告いたしますので、議案書の 23 ページをご覧ください。地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、平成 29 年 5 月 31 日に繰越明許費繰越計算書を調製し、議会にこれを報告するものであります。24 ページをご覧ください。平成 28 年度予算の一部を 29 年度に繰越した予算の内訳は、次のとおりであります。2 款総務費 1 項総務管理費、個人番号カード交付事業、金額 4 1 万 8 千円、5 款農林水産業費 1 項農業費、野菜選別施設整備事業、金額 7 億 9 1 6 0 万円、9 款教育費 4 項社会教育費、二風谷アイヌ文化博物館改修事業、金額 1 億 2 9 0 9 万 7 千円、10 款災害復旧費 1 項公共土木施設補助災害復旧費、公共土木施設補助災害復旧事業、金額 1 億 6 9 7 0 万円、10 款災害復旧費 2 項農林水産業施設災害復旧費、林業施設災害復旧事業、金額 5 9 6 万 1 千円、10 款災害復旧費 2 項農林水産業施設災害復旧費、農業施設災害復旧事業、金額 6 0 6 4 万 5 千円、合計は 1 1 億 5 7 4 2 万 1 千円で、財源内訳は、合計で、未収入特定財源、国・道支出金が 6 億 5 1 6 3 万 1 千円、地方債が 5 億 3 8 0 万円、その他 9 3 万 6 千円となっており、町の一般財源は、1 0 5 万 4 千円であります。これら



は、地方自治法第213条第1項、予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、翌年度に繰り越して使用することができる。との規定に基づき、この事業予算を29年度に繰り越したものであります。以上、報告第1号繰越明許費繰越計算書一般会計分について、報告させていただきましたので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。以上で日程第11、報告第1号繰越明許費繰越計算書(一般会計)の報告を終わります。

日程第12、報告第2号繰越明許費繰越計算書(簡易水道特別会計)の報告についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道  
課長

報告第2号繰越明許費繰越計算書(簡易水道特別会計)についてご説明申し上げます。この報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、地方自治体の長は繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越した場合には、繰越計算書を作成し、議会に報告しなければならない規定となっておりますので、その規定に基づき報告するものでございます。26ページをご覧ください。繰り越した歳出予算の経費につきましては、4款災害復旧費1項水道施設災害復旧費の中部振内地区簡易水道施設災害復旧工事にかかる587万6千円でございます。財源内訳といたしましては、国、道の支出金293万7千円、地方債290万円、一般財源3万9千円でございます。以上、繰越明許費繰越計算書(簡易水道特別会計)についてご報告申し上げましたので、承認のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。以上で日程第12、報告第2号繰越明許費繰越計算書(簡易水道特別会計)の報告を終わります。

日程第13、請願第1号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障を求める請願について、

日程第14、請願第2号地方財政の充実・強化を求める請願について、

日程第15、請願第3号平成29年度北海道最低賃金改正等に関する請願について、

日程第16、陳情第2号「介護保険制度の見直しを求める意見書」採択についての陳情について、

日程第17、陳情第3号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書」採択についての陳情について、

以上5件を一括して議題とします。この5件の取り扱いにつきましては、先に開催の議会運営委員会におきまして協議されておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長より報告願います。10番四戸議員。

10番  
四戸議員

10番四戸です。提出されました、請願3件、陳情2件について、6月16日に開催しました議会運営委員会で協議をしました結果、以下のとおり各常任委員会に付託して審査することでの意見の一致をみています。まず、請願第1号、請願第2号の2件は総務文教常任委員会へ付託、続きまして、請願第3号、陳情第2号、陳情第3号の3件については産業厚生常任委員会へ付託としておりますので、議長よりお諮りをお願いいたします。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、請願第1号、請願第2号については総務文教常任委員会に付託。請願第3号、陳情第2号、陳情第3号については産業厚生常任委員会に付託し審査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、請願第1号、第2号については総務文教常任委員会、請願第3号、陳情第2号、3号については産業厚生常任委員会にそれぞれ付託し審査することに決定しました。休憩します。配布するものがありますので、少々です。

(休憩 午後 3時15分)

(再開 午後 3時16分)

議長

再開します。

日程第18、承認第1号平取町議会議員の公務出張に係る派遣承認についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり関係議員を公務出張派遣することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、日程第18、承認第1号については別紙のとおり関係議員を公務出張派遣することに決定しました。

お諮りします。承認第2号閉会中の継続審査等の申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、承認第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、承認第2号閉会中の継続審査等の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長から

それぞれの委員会において所管事務調査等について閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨、申し出がありました。申出書はお手元に配布したとおりであります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。

本定例会に付された事件の審議状況を報告します。議案5件で原案可決3件、同意2件。報告2件で報告2件。請願3件で委員会付託3件、陳情2件で委員会付託2件。承認2件で決定2件。

お諮りします。本定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。従って、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って本定例会は本日で閉会することに決定しました。平成29年第6回平取町議会定例会を閉会します。大変どうもご苦勞さんでございました。

(閉 会 午後 3時19分)